

令和7年度

包括外部監査結果報告書

「防災に係る事業に関する財務事務の執行について」

令和8年3月9日

島根県包括外部監査人

中井洋輔

目次

第1章	包括外部監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	監査の対象とした特定の事件	1
第3	監査の対象部署	1
第4	監査の対象期間	1
第5	監査の特定の事件を選定した理由	1
第6	監査の視点と方法	2
第7	監査の実施期間	5
第8	監査の体制	5
第9	監査の利害関係	5
第2章	包括外部監査の対象	6
第1	島根県の防災環境	6
第2	島根県における防災関連計画	10
第3	本監査の対象となる事務事業抽出の考え方	23
第4	対象となる事務事業	24
第5	監査対象	26
第3章	包括外部監査の結果及び意見	27
第1	総論	27
第2	個別事業1 災害に強い県土づくりに関する事業	32
第3	個別事業2 防災・減災対策の推進に関する事業	159
	*各事業のページは次ページの表のとおり	
第4章	監査を終えて（謝辞）	226
	【令和7年度包括外部監査日程表】	227

*以下、各事業ページ

1 災害に強い県土づくりに関する事業

整理番号	事務事業の名称	ページ
1	落石対策事業	32
2	冬道バリアフリー事業	34
3	橋梁耐震事業	51
4	河川・海岸計画	53
5	中小河川の改修事業	59
6	ダム建設事業	63
7	河川維持修繕事業	76
8	海岸侵食対策事業	89
9	海岸維持修繕事業	93
10	河川管理事業	95
11	海岸管理事業	101
12	ダム維持管理事業	103
13	海岸保全事業（港湾）	114
14	砂防事業	118
15	地すべり対策事業	134
16	急傾斜地崩壊対策事業	139
17	建築物等地震対策事業	152
18	ブロック塀等の安全確保事業	157

2 防災・減災対策の推進に関する事業

整理番号	事務事業の名称	ページ
19	常備消防体制整備事業	159
20	消防職員・消防団員活動強化事業	164
21	航空消防防災活動事業	173
22	防災情報システム整備事業	178
23	震災、風水害等災害対策事業	186
24	災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業	201
25	風水害震災時の医療体制整備	206
26	水防法関係業務	211
27	土砂災害警戒避難支援事業	218

第 1 章 包括外部監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

第 2 監査の対象とした特定の事件

防災に係る事業に関する財務事務の執行について

第 3 監査の対象部署

防災部（消防総務課、防災危機管理課）、健康福祉部（地域福祉課、医療政策課）、土木部（道路維持課、河川課、港湾空港課、砂防課、建築住宅課、松江県土整備事務所、雲南県土整備事務所、県央県土整備事務所、浜田県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター）

第 4 監査の対象期間

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）。ただし、必要に応じて過年度及び令和 7 年度も対象とした。

第 5 監査の特定の事件を選定した理由

近年、全国的に台風や豪雨による洪水の被害や豪雪による交通障害等、自然災害が国民生活に与える影響が深刻なものとなっており、自治体による自然災害に対する危機管理の重要性がますます高まってきている。

島根県は、気候地形、地質等その自然条件から豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、全国でも有数の災害発生県とされ、これまでに多くの人命や財産が失われてきた。特に豪雨災害については、県の東西を問わず、繰り返し発生してきたものであり、実行性ある防災対策の実施は、県にとって重要な課

題の一つとなっている。

このような状況を踏まえ、島根県は、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによってできるだけその被害を軽減していくため、「島根県地域防災計画」を策定し、本計画に基づき各種の防災事業に取り組んでいる。

また、第1期島根創生計画（2020年度～2024年度）においても、基本目標の一つとして「安全安心な暮らしを守る」を定め、災害に強い県土づくりや防災・減災対策の推進などの施策に取り組んでいる。令和6年度予算においても、防災に関する事業に対して積極的な予算計上が行われている。

これらの防災関連施策が、関係法規に則り適正に運営され、かつ時代の要請を適切に反映して経済性・有効性・効率性を十分に考慮された上で執行され、かつ効果的に実施されているかについて検証することは、県民の関心も高く意義があるものとする。

なお、本県における過去の包括外部監査において、防災関連施策について特に取り上げて監査を実施した例は見当たらない。

以上の観点から、「防災に係る事業に関する財務事務の執行について」を本年度監査のテーマに選定した。

第6 監査の視点と方法

1 監査の視点

主な監査の視点は以下のとおりである。

島根県の防災に係る事業に関する財務事務のうち、「第1期島根創生計画」記載の「Ⅷ 安全安心な暮らしを守る」の「1. 防災対策の推進」の中の「(1) 災害に強い県土づくり」記載の事務事業及び「(3) 防災・減災対策の推進」記載の事務事業の中の風水害対策に係る事業について、合规性、経済性、効率性、有効性に問題はないかを包括外部監査の視点とした。

①合规性：関連する法令・条例・規則要綱などに準拠しているか、あるいは社会

通念上著しく適正性を欠いていないか

合規性に関する具体的な視点は以下のとおりである。

合規性の 具体的視点	事業の事務執行は関連する法律・規程等に準拠しているか
	補助金等の事務手続は、法律、条例、諸規則及び交付要綱等に準拠しているか
	委託業務について、契約書及び仕様書に従った手続が行われているか

②経済性：より少ない経費で一定の成果を実現しているか

③効率性：一定の経費でより多くの成果を実現しているか

経済性・効率性に関する具体的な視点は以下のとおりである。

経済性・効 率性の具体 的視点	事業費の積算見積は適切になされているか
	他事業との重複や無理な細分化はないか
	他部署との連携や情報共有を図っているか

④有効性：経費と成果が住民福祉の増進に結びついているか

有効性に関する具体的な視点は以下のとおりである。

有効性の 具体的視点	事業の目的に整合する成果指標を設定し、目標値を明確に設定しているか
	事業の実施方法は、目的や成果指標の目標値を達成するために効果的か
	補助金等は、事業目的に適合する形で使われているか

	委託内容は、事業目的を達成するために効果的か
--	------------------------

以上の視点から、本件対象事業が、その事業目的に準拠し、法規性、経済性、効率性及び有効性を十分に確保しているかを検討した。

2 監査の方法

本年度の包括外部監査は次の①から③の方法で実施した。

①島根県の防災に係る事業に関する財務事務の執行及び運営管理の概要の把握

防災部防災危機管理課にヒアリングを行い、島根県の防災（風水害関係）についての国・県・市町村の役割分担及び県が果たしている役割の概要と特色、島根県地域防災計画の概要と特色について把握した。

また、島根県の令和6年度の防災関係予算・決算の概要についても把握した。

②個別監査を実施する事業の抽出

①のヒアリングの結果から、島根県の防災に係る事業に関する財務事務のうち、「第1期島根創生計画」記載の「Ⅷ 安全安心な暮らしを守る」の「1. 防災対策の推進」の中の「(1) 災害に強い県土づくり」記載の事務事業及び「(3) 防災・減災対策の推進」記載の事務事業を抽出し、個別監査を実施することとした。

③個々の事業に対する監査手続の実施

②の方針に基づき、「第1期島根創生計画」記載の「Ⅷ 安全安心な暮らしを守る」の「1. 防災対策の推進」の中の「(1) 災害に強い県土づくり」記載の事務事業から風水害等災害対策に関する18事業及び「(3) 防災・減災対策の推進」記載の事務事業から風水害等災害対策に関する9事業（以下「本件対象事業」という。）を抽出し、所管課へのヒアリング、関係書類の点検、関係諸帳簿や証拠書類との照合など必要な監査手続を実施した。

3 監査の結果の記載方法

「指摘事項」とは、

違法行為または不当行為と認められることから是正・改善を求めるもの。

「意見」とは、

指摘事項には該当しないが、検討を求めるもの。

第7 監査の実施期間

令和7年4月から令和8年3月まで

第8 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者とした。

陶山 勲（弁護士）

岸 道彦（公認会計士）

足立 尚吾（公認会計士）

第9 監査の利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 包括外部監査の対象

第1 島根県の防災環境

島根県地域防災計画（風水害等対策編）によれば、島根県の防災環境は以下のとおりとされている。

1 自然環境の特性

（1）地形概要

島根県は東西に長く、南北に短く、中国地方を北に偏って走る中国山地の北斜面を占めているので、一般に山地が多く、急斜面をなして日本海に臨んでおり、急峻かつ複雑な地形を示している。したがって、この間を縫う河川はいずれも中国山地に源を発し、流路延長も、江の川、斐伊川、神戸川、高津川を除いては50 km以下で比較的短く、大部分は急流をなしているため、わずかな降雨もすぐに流れ出る。河状の変化も甚だしく、加えて特殊な地質によって、流出土砂は膨大な量となり天井川を形成している。斐伊川、飯梨川はその代表的なものである。

また、石見部の各河川は江の川、高津川を除いてそのほとんどが急流のため、河状の変化が甚だしく、わずかな干天によっても直ちに利水にもこと欠くことがあり、弾力性に乏しい実情である。

隠岐島においては特にこの傾向が強く、降雨量が少ない上に河川の流路延長も総計で7～8 kmで水害にも干害にも弱い。

県西部に位置する三瓶山は、過去に頻繁に爆発的噴火活動を行ってきた活火山である。約1万年前以降には、約4,500年前、約3,600年前、それ以降での時期不詳の少なくとも3回の火山活動があったとされている。

海岸線は1,000 kmを超え、沖合に流れる対馬暖流や大陸棚により日本海側には良好な漁場が形成されている。

(2) 地質概要

島根県の地質は山間部に花崗岩、斑岩の地帯が極めて多く、中海、宍道湖南岸地帯及び海岸地帯にかけて第三紀層の地帯が断続し、この地帯と奥山の花崗岩地帯との間に石英粗面岩、安山岩、玄武岩が散在している。このため土性も砂壤土が最も多く、花崗岩地帯は砂壤土に礫が混入し、特に石見地方の山間地帯及び奥山間地帯はその傾向が強く、平坦地帯の沖積層は壤土、植土が大部分である。

以上のような地質土性の上に、風、降雨雪その他気象の影響によって絶えず風化、侵食、変質作用を促し、花崗岩地帯はこれが最も甚だしく、風化侵食によって山地崩壊を起こす。風水害によってこれを促進しながら下流部に流すため、膨大な土砂混入による濁水のために被害を累増し、河川、橋梁等の工作物に対する影響も倍加し、工作物の被害は他の地方では見られぬ大きなものとなっている。

反面、砂土、砂壤土地帯においてはたん水力も極めて乏しく、連続干天旬日に及ぶと直ちに水源は枯渇し干害をもたらす。

防災上特に注意が求められる沖積地は、県東部の出雲平野、松江平野、飯梨川平野及び西部の益田平野がある。

出雲平野には、氷期の低海面時の谷が埋積されており堆積物は厚さ 80m にも及ぶ。松江平野は内湾性の貝化石を含む粘土、シルトからなる低平な平野である。基盤は新生界の地質からなり、海面下 10m～20m の深さに平らな段丘上の地形を呈している。飯梨川平野の流域は殆どが花崗岩類からなっており、河床の堆積が著しく、下流の 3 km 以上は明瞭な天井川となっている。一方、西部の益田平野は高津川と益田川によって形成されたもので、海沿いにはかなり広い砂丘が分布しておりこの砂丘で閉塞された内側が河川堆積物で埋積されて沖積地が形成されたものである。

2 過去の災害履歴

(1) 一般的気象

島根県の気象は、暖候期には地域的格差は小さいが、寒候期では日本海を吹走してくる季節風の地域的影響が東部で大きく、西部では比較的小さい。これは県

内各観測所の気温や積雪・降水量などから明らかである。広域的に見れば、島根県は北陸型気候と北九州型気候の中間的な気候と言える。また、隠岐地方は東部・西部の平野部と比べると平均気温はやや低いが、日照時間は多い。

年平均気温の平年値（1991年～2020年）は、松江 15.2℃、浜田 15.7℃、西郷 14.5℃であり、暖候期には地域的格差は小さいが、寒候期では日本海を吹走してくる季節風の地域的影響が東部で大きく、西部では比較的小さい。

年降水量は、平野部と比べて山間部が多い。これは、移動してきた空気塊が山地の影響で強制的に上昇させられ、雲が発達しやすいことが原因である。この現象は特に冬期間が顕著であるが、年間を通してとも言えることである。年降水量の平年値（1991年～2020年）は、松江市西津田 1,791.9 mm、浜田市大辻町 1,654.6 mm、隠岐の島町西郷 1,816.4 mmであるのに対し、山間部の浜田市波佐・浜田市弥栄は 2,100 mm 以上、出雲市佐田・飯南町赤名も 2,000 mm 以上の降水量がある。また、6月上旬から7月中旬にかけての梅雨期間には、年降水量のおよそ 1/3 が降り、特に梅雨末期には度々集中豪雨の被害を受けている。

風は冬期間に西寄りの季節風が強く、出雲平野では「築地松」を家屋の西から北側に植えて強い風から家屋を守っているのがよく見られる。また、台風や春一番、5月の発達した低気圧（メイストーム）の通過時も強い風が吹く。

日照時間の年平均の平年値（1991年～2020年）松江 1,705.2 時間、浜田 1,761.3 時間、西郷 1,718.1 時間である。これは西日本の中では少ない方であるが、冬期間の日照が特に少ないためであり、冬期間を除けば瀬戸内地方と同じ位の日照時間がある。また、山間部は山の陰になること、雲が発生しやすいこと等から平野部と比べると少なくなる。

結氷、降雪、降霜期間は東部の山間部がいずれも長い。降雪期間は東部の山間部では11月下旬から翌年4月までの130日位で、西部では約10日短い。降霜期間は最も短い浜田では12月下旬から4月上旬まで。最も長い赤名では、10月中旬から4月下旬までである。降雪量は、年間最深積雪が東部平野部で10～20 cm、西部平野部で0～5 cm、隠岐で10～30 cm、山間部の多い所で30～80 cm程度（昭和63年以降）である。ただ、昭和38年1月から2月上旬にかけての豪雪、昭和58年12月下旬から59年3月までの大雪、平成18年豪雪、平成22年12月末から23年1月までの大雪など、かなりの積雪を記録する年もある。

総じて見れば、冬には日照時間が少なく、降雪時により降水量も多くなるが、春から秋にかけては、一般的に“気候がよい”と言われる瀬戸内地方と同様に日照時間が多い。また、梅雨前線や秋雨前線による天気のごずつきも、九州や四国、山陽等と比べると少ない。さらに気温も東京よりも低緯度に位置していることからわかるように、意外と温暖であり、加えて夏は近在の地方よりもしのぎやすいことも考えると、冬期間を除けば住みやすい気候と言えるであろう。

(2) 災害気象

島根県に災害をもたらす気象現象は、梅雨末期の豪雨、台風、冬型気圧配置時の暴風雪・波浪等が挙げられる。

ア 梅雨

島根県での豪雨災害は梅雨末期に起こることが多い。これは、太平洋高気圧が強まってくると南海上に停滞していた梅雨前線が中国地方、さらに日本海へと押し上げられる。この時、南から高温多湿な空気（湿舌）が流入し多量の水蒸気を供給する。さらに梅雨前線上を低気圧が東進、通過すると梅雨前線が南下し、さらに上層には寒気が流入するため、大気が不安定となり対流活動が盛んになり、このような時に大雨となる。

当県の梅雨末期の豪雨災害としては、近来では昭和 47 年、昭和 58 年、昭和 63 年、平成 18 年、平成 25 年に大きな被害があった。

イ 台風

島根県における台風の気象特徴は、①日本海を通過する場合、隠岐で特に風が強くなり、西部山間部で大雨となる。また、高潮は、朝鮮半島南部を通過して日本海を北東に進む台風によって起こっており、台風の最接近時に起こることは少なく、台風が北緯 40 度以北に達した頃に起こる。②中国地方西部を縦断する場合、全県で風が強くなり、山間部を中心に雨量が多くなる。中国地方東部以東を通過する場合、風は上記 2 例と比べると弱く、県東部山間部で雨量が多くなる。

ウ 強風

当県で強風が起こるのは、日本海を発達した低気圧（台風、春一番及びメイストーム）が通過するときで、その他、冬型気圧配置時の季節風、寒冷前線の通過、上空に強い寒気を伴う低気圧の接近等も、注意が必要である。

昭和 46 年 1 月 4 日から 5 日にかけての強風は、冬型気圧配置の季節風によるもので、最大瞬間風速は松江 34.0m/s、浜田 28.9m/s、西郷 32.4m/s を観測し、沿岸部を中心に強風と高波による被害があった。この強風は風向きが北であったため、北向きの漁港に停留中の漁船に甚大な被害があった。

第 2 島根県における防災関連計画

島根県における風水害対策に関する防災関連計画としては、島根県地域防災計画（風水害等対策編）がある。また、島根創生計画においても、島根県地域防災計画を踏まえた項目が定められている。

1 島根県地域防災計画（風水害等対策編）

（1）計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき島根県防災会議が作成する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して県の地域における災害のうち風水害及び事故災害対策に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すとされている。

なお、本計画に定められていない事項のうち、震災対策については島根県地域防災計画「震災編」、原子力災害対策については島根県地域防災計画「原子力災害対策編」によることとされている。

(2) 計画の構成

計画は、第1編総則、第2編風水害対策計画、第3編事故災害等対策計画の3編からなっている。

ア 具体的構成

第1編 総則

- 第1章 計画の概要
- 第2章 島根県の防災の基本理念及び施策の概要
- 第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項
- 第4章 島根県の防災環境
- 第5章 災害被害想定
- 第6章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱
- 第7章 計画の運用等

第2編 風水害対策計画

- 第1章 風水害予防計画
 - 第1節 浸水・波浪・高潮災害の予防
 - 第2節 土砂災害の予防
 - 第3節 都市構造の防災化
 - 第4節 建築物・公共土木施設災害の予防
 - 第5節 農林漁業施設災害の防止
 - 第6節 防災活動体制の整備
 - 第7節 情報管理体制の整備
 - 第8節 広報体制の整備
 - 第9節 避難予防対策
 - 第10節 救急・救助体制の整備
 - 第11節 医療体制の整備
 - 第12節 交通確保・規制体制の整備
 - 第13節 輸送体制の整備
 - 第14節 防災施設、装備等の整備
 - 第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備
 - 第16節 廃棄物等の処理体制の整備
 - 第17節 防災・保健衛生体制の整備
 - 第18節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化
 - 第19節 企業（事業所）における防災の促進
 - 第20節 災害ボランティアの活動環境の整備
 - 第21節 防災教育
 - 第22節 防災訓練
 - 第23節 要配慮者等安全確保体制の整備
 - 第24節 孤立地区対策
- 第2章 風水害応急対策計画
 - 第1節 応急活動体制
 - 第2節 災害情報の収集・伝達
 - 第3節 災害広報
 - 第4節 広域応援体制
 - 第5節 自衛隊の災害派遣体制
 - 第6節 海上保安庁への応援協力体制
 - 第7節 災害救助法の適用
 - 第8節 避難活動
 - 第9節 消防活動
 - 第10節 救急・救助活動
 - 第11節 医療救護
 - 第12節 警備活動
 - 第13節 交通確保・規制
 - 第14節 緊急輸送
 - 第15節 水防
 - 第16節 土砂災害対策
 - 第17節 ファイライン施設等の応急復旧
 - 第18節 要配慮者の安全確保

第19節 孤立地区対策

- 第20節 食料・飲料水及び生活必需品等の供給
 - 第21節 災害ボランティアの受入れ、支援
 - 第22節 文教対策
 - 第23節 廃棄物等の処理
 - 第24節 防災・保健衛生・環境衛生対策
 - 第25節 遺体対策
 - 第26節 住宅確保及び応急対策
 - 第27節 農林漁業関係被害の拡大防止
- #### 第3章 風水害復旧・復興計画
- 第1節 災害復旧事業の実施
 - 第2節 生活再建等支援対策の実施
 - 第3節 激甚災害の指定

第3編 事故災害等対策計画

- 第1章 流出油等事故対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧
- 第2章 海難等事故災害対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
- 第3章 航空災害対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧
- 第4章 道路災害対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧
- 第5章 危険物等災害対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧
- 第6章 大規模火災災害対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧・復興
- 第7章 林野火災対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧
- 第8章 鉄道災害対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧計画
- 第9章 雪害対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧・復興
- 第10章 ライフライン災害対策計画
 - 第1節 災害予防
 - 第2節 災害応急対策
 - 第3節 災害復旧計画

イ 災害被害想定

本計画が想定する災害被害のうち、風水害および雪害についての想定は、以下のようなものである。

(ア) 風水害

島根県においては、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年（1983年）7月20日～23日にかけての大雨（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成3年（1991年）9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づけられている。

表1.5.2 過去の主な豪雨災害による被害

単位：人（戸数、世帯）

項目	昭和47年7月 豪雨	昭和58年7月 豪雨	昭和63年 大雨 (7月)	平成3年 台風第19号 (9月)	平成18年7月 豪雨	平成25年 大雨 (7月、8月)	
死者(人)	28	107	6	1	5	1	
負傷者(人)	79	159	29	102	12		
・重傷	22	61	9	21	1	1	
・軽傷	57	98	20	81	11		
罹災者(人)	不明	31,697	6,134		1,091	504	
避難者(人)	172,349	69,537	4,877		2,629	資料なし	
建物被害棟数	全壊・流失・焼失	751	1,064	71	10	7	14
	半壊(中破)	1,235	1,977	108	176	6	43
	一部損壊	656	551	255	29,878	68	32
	床上浸水	11,845	6,953	1,742		371	125
	床下浸水	26,449	7,043	5,119	12	1,603	787
ライフライン	上水道 (人)	337,172	70,649	59,822		8,334	6,868
	(世帯)		22,323	19,553		2,636	3,234
	都市ガス (戸)	約300	約200	約300		資料なし	同左
	LPガス	資料なし	同左	同左	同左	同左	同左
	電力 (戸)	約30,000	59,400	20,170		6,170	6,276
電話 (回線)	6,094	14,340	13,381		1,203		

(イ) 雪害

昭和 38 年 1 月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害が想定されている。

昭和 38 年 1 月豪雪では、昭和 37 年 12 月 30 日から、翌年 2 月 6 日まで 39 日間連続降雪により、記録的な豪雪となった。島根県内の被害は、次のとおりである。

- ・人的被害 死者 33 人、負傷者 53 人
- ・住家被害 全壊 204 棟、半壊 455 棟、一部損壊 1,094 棟
- ・非住家被害 全壊 555 棟、半壊 433 棟
- ・罹災世帯 577 世帯、罹災者 2,237 人

ウ 計画における災害対策の概要

本計画における災害対策のうち、浸水・波浪・高潮災害、土砂災害、雪害等に対する対策や孤立地区・生活必需品等の供給に関する対策の概要は、次のとおりである。

(ア) 浸水・波浪・高潮災害

A 基本的な考え方

梅雨、台風のような気象条件の下で多雨、集中豪雨、強風などにより河川の氾濫や海岸での高波が発生し、流域や沿岸の人家等に被害を及ぼすおそれがある。

島根県は、地勢上から中山間地の急傾斜地域や急流河川が多く、水源地帯では、ほとんどの地域において保水力に乏しく、日本海に直接流入する河川では流砂により河床が上昇している。

また、沿岸部や島しょ地域を抱える地形条件から、冬の季節風や台風などにより波浪、高潮等の被害を受けるおそれがある。

そのため、被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討し、必要な河川堤防、海岸・護岸施設等の整備事業を実施し、従来から実施されているものは、更に整備を推進していくとともに、災害時に住民が的確な行動が行われるように、危険の程度を実感できる情報の提供、中小河川での予報及び警報体制の充実、警戒避難体制の充実を行う。

B 河川等氾濫の防止対策

- ①河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知
- ②河川等氾濫の防止施設の整備の推進
- ③水防資材器具等の整備の推進
- ④浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等における取組の促進

C 波浪、高潮災害の防止対策

- ①海岸における危険予想箇所の把握
- ②海岸保全施設整備の推進

(イ) 土砂災害

A 基本的な考え方

土砂災害は、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などにより発生する。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これら斜面崩壊等を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等がある。特に、

梅雨前線や台風等に起因する集中豪雨などにより発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび斜面崩壊等が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。

島根県は、急流河川や傾斜地が多くまた全域が特殊土壌（花崗岩風化土）のため、土砂災害の発生しやすい地形・地質となっている。

土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生危険度が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

B がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が、主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域とからなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。斜面崩壊の発生にかかる要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

- ①土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）及び危険地の把握、周知
- ②急傾斜対策工の実施
- ③治山事業の実施
- ④警戒・避難体制の整備
- ⑤住宅移転の促進等

C 地すべり災害の防止対策

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造（島根県では主に第三紀層地すべりが分布している。）の所に多く発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

- ①土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地の把握、周知
- ②地すべり防止工事の促進
- ③警戒・避難体制の確立

D 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりをもち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速 60 km 近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く 100m から数km に達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力が更に強大になる。

一般的には、勾配が 15° 以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、しかも勾配が 15° となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

- ①土砂災害警戒区域等（土石流）及び危険地の把握・周知
- ②土石流対策工の実施
- ③治山事業の実施
- ④住宅移転の促進

E 土砂災害防止法による防止対策

- ①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
- ②土砂災害警戒区域における対策
- ③土砂災害特別警戒区域における対策
- ④重大な土砂災害が急迫している状況における対応
- ⑤土砂災害に関する情報提供

(ウ) 雪害

A 基本的な考え方

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、県民の自主防災体制が確立できるよう防災知識の普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進する。

B 雪害に強いまちづくり

- ①雪害に強いまちの形成
- ②除雪体制の整備
- ③ライフライン施設等の機能の確保
- ④雪害に対する建築物の安全性の確保

C 災害応急・復旧体制の整備

- ①災害発生直前対策関係
- ②災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備
- ③災害応急活動体制の整備

- ④救急・救助及び医療救護活動体制の整備
- ⑤緊急輸送活動体制の整備
- ⑥避難体制の整備
- ⑦食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備
- ⑧施設、設備の応急復旧活動関係

D 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

- ①防災知識の普及・啓発
- ②防災訓練の実施

(エ) 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

A 基本的な考え方

風水害時の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

B 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

①基本的事項

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

避難者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せ確保・調達する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

食料の調達、給与は市町村長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

②食料及び給食用資機材の備蓄

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、県、市町村、県民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。

③食料及び給食用資機材の調達体制の整備

④食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

⑤食料及び給食用資機材の集積地の指定

C 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

①基本的事項

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資器材を確保する。

②飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによ

る。

D 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

①基本的事項

②燃料等生活必需品の備蓄

県及び市町村は、被害想定に基づく短期避難所生活者のおおむね2日分に相当する量を目標に燃料等生活必需品の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて各市町村が決める。

③燃料等生活必需品の調達体制の整備

④燃料等生活必需品の輸送体制の整備

E 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

①基本事項

②災害救助用物資・資機材の備蓄

県及び市町村は、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、罹災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。災害直後の救助活動の緊急度を考慮し、基本的に市町村を中心として備蓄を推進する。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて各市町村が決める。

③災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

④災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

F 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

①基本事項

②医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

③医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

(オ) 孤立地区対策

A 基本的な考え方

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

B 通信手段の確保

①多様な通信手段の確保

②被災に備えた通信設備の運用

③通信設備障害時におけるバックアップ体制

C 物資供給、救助体制の確立

①孤立地区の住民ニーズの適切な把握

②ヘリコプター離着陸適地の確保

③無人航空機等の輸送手段の確保

D 孤立に強い地区づくり

①備蓄の整備・拡充

②避難体制の強化

③マニュアル等の整備

E 道路寸断への対応

①対策工事の実施

②道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

2 第1期島根創生計画

(1) 計画の性格

本計画は、島根県が目指すべき将来の姿を明らかにし、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画となるものである。本計画では、概ね10年後を見据え、2020年度～2024年度の目標や施策の基本的方向を示している。

(2) 防災対策に関連する部分

本計画の内、「第3編 安心安全な県土づくり」の「Ⅷ 安全安心なくらしを守る」の「1 防災対策の推進」の中の「(1) 災害に強い県土づくり」及び「(3) 防災・減災対策の推進」部分に防災対策に関する計画が記載されている。

ア 「災害に強い県土づくり」における取組の方向

①道路防災対策

防災拠点や避難所を連絡する緊急輸送道路について重点的に対策を行う。豪雪時には各道路管理者・防災関係者・電線管理者等が連携し除雪対応を行う。また、作業を担う建設業者の負担軽減と人材育成や除雪機械の計画的な更新・増強により除雪体制を維持する。

②治水対策

近年に被害を受けた箇所を中心に河川改修を進めるとともに、水害リスクの見える化などのソフト対策を一体的・計画的に進める。国が管理する斐伊川・神戸川は、関係機関と連携を図りながら、残る大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤の

整備を促進する。

③土砂災害対策

土砂災害から県民の安全・安心を確保するため、土石流・地すべり・がけ崩れに対する防災施設の整備を進める。また、住民の早めの避難に繋げるため、土砂災害のおそれのある区域の周知や警戒避難体制の整備などのソフト対策を進める。

④建築物の耐震化

公共建築物の耐震対策を更に進めるとともに、ホテル等、多数の者が利用する建築物や住宅の耐震化を促進するため、県民の意識啓発を図る。また、木造住宅については、耐震化促進のための必要な支援に取り組む。

イ 「防災・減災対策の推進」における取組の方向

①地域防災力の強化

防災講演会等を通じた県民の防災意識の向上、自主防災組織・消防団員等の育成、河川・水防・土砂災害等の情報提供等により、地域の防災力の強化を図る。

②各種防災訓練の実施

防災関係機関との総合防災訓練のほか、個別に図上訓練や情報伝達訓練等を実施し、迅速・的確な初動対応を図る。

③迅速な復旧・復興支援

防災ヘリや防災システム等を活用して迅速な情報の収集・伝達・共有を図る。また、国や市町村等と連携しながら、食料等を備蓄・調達・輸送する体制を整備し、他県や関係団体等との協定締結等により、連携を進める。

第3 本監査の対象となる事務事業抽出の考え方

前述のとおり、島根県は、気候地形、地質等その自然条件から豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、特に豪雨災害については、県の東西を問わず、繰り返し発生してきたものであり、実行性ある防災対策の実施は、県にと

って重要な課題の一つとなっている。

また、島根県地域防災計画（風水害対策編）とそれを受けて作成されている島根創生計画においても、風水害を中心とする災害に対する対応が計画の重要な部分となっている。

かかる観点から、島根県の防災に係る事業に関する財務事務の執行について監査するに当たっては、「第1期島根創生計画」記載の「Ⅷ 安全安心な暮らしを守る」の「1. 防災対策の推進」の中の「(1) 災害に強い県土づくり」記載の事務事業（以下「災害に強い県土づくりに関する事業」という。）及び「(3) 防災・減災対策の推進」記載の事務事業（以下「防災・減災対策の推進に関する事業」という。）の中の風水害対策に係る事務事業を抽出し、監査を実施することが相当と判断した。

第4 対象となる事務事業

1 災害に強い県土づくりに関する事業

整理番号	事務事業の名称	所管課名
1	落石対策事業	道路維持課
2	冬道バリアフリー事業	道路維持課
3	橋梁耐震事業	道路維持課
4	河川・海岸計画	河川課
5	中小河川の改修事業	河川課
6	ダム建設事業	河川課
7	河川維持修繕事業	河川課
8	海岸侵食対策事業	河川課
9	海岸維持修繕事業	河川課

10	河川管理事業	河川課
11	海岸管理事業	河川課
12	ダム維持管理事業	河川課
13	海岸保全事業（港湾）	港湾空港課
14	砂防事業	砂防課
15	地すべり対策事業	砂防課
16	急傾斜地崩壊対策事業	砂防課
17	建築物等地震対策事業	建築住宅課
18	ブロック塀等の安全確保事業	建築住宅課

2 防災・減災対策の推進に関する事業

整理番号	事務事業の名称	所管課名
19	常備消防体制整備事業	消防総務課
20	消防職員・消防団員活動強化事業	消防総務課
21	航空消防防災活動事業	消防総務課
22	防災情報システム整備事業	消防総務課
23	震災、風水害等災害対策事業	防災危機管理課
24	災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業	地域福祉課
25	風水害震災時の医療体制整備	医療政策課
26	水防法関係業務	河川課
27	土砂災害警戒避難支援事業	砂防課

第 5 監査対象

監査に当たっては、第 3 記載の考え方に基づいて第 4 記載の各事業を抽出し、所管部署へのヒアリング、関係書類の点検、関係諸帳簿や証拠書類との照合、関係する現地の確認など必要な監査手続を実施した。

第 3 章 監査の結果及び意見

第 1 総論

1 災害に強い県土づくりに関する事業

(1) 総括

監査結果：指摘事項 8 件、意見 17 件

指摘事項のうち、2 件は変更契約に関するものであり、減額後の免除手続きについて契約上必要な確認がなされていないものなどであった。また、完了報告書・実績報告書に関するものが 4 件あり、いずれも日付などの時的要素に関して適切な手続きがとられていなかったものであった。

意見は、変更契約に関するものが 8 件、事務処理一般に関するものが 7 件、それら以外に関するものが 2 件であった。

それぞれの概要は、以下のとおりである。

(2) 指摘事項

ア 変更契約に関するもの

【指摘 2】 変更契約により業務委託料が減額され、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超える場合に前払金を超過した場合の返還を免除するに当たっては、契約書に従い「超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不相当であると認められる」かどうかを適宜の方法により確認すべきである (No.4)

受託者に対して前払金の支払いが行われていた事案で、変更契約によって業務委託料が減額され超過相当額の返還が必要な状態となっていたところ、契約上定められた要件について、具体的な事実の確認・認定を行わないままに、免除がなされていた。

【指摘 3】 変更契約の締結は、変更協議成立後に行うべきである (No.7)

本来、変更契約書調印前に作成されるべき変更協議書が、変更契約書調印の約1週間後の日付で作成されていたもの。

イ 完了報告書・実績報告書に関するもの

【指摘 4・5】 作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない (No.7)

本来、受注者が記入すべき作業完了報告書の報告日付欄を、担当職員が記入していたもの。

【指摘 6】 作業実施よりも前に作成された作業完了報告書に基づいて業務完了確認をすべきではない (No.7)

本来、作業実施後に作成されるべき作業完了報告書について、作業実施日より前に作成・提出され、当該報告書に基づいて業務完了確認がなされたと認められたもの。

【指摘 8】 完了実績報告書について、実際に収受した日付を収受日とすべきである (No.18)

令和7年3月6日に提出された完了実績報告書について、収受日付を1月31日としていたもの。

ウ その他

【指摘 1】 凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入事業について、実地棚卸を行うべきである (No.2)

散布業者が保管する各種散布剤については、県側で散布業者の保管にかかる在

庫量を集計し、帳簿上の記載内容と照合する作業を行っていないところ、作業報告書上にて確認できる散布業者に存する前年度期末の各種散布剤数量と次年度期首の各種散布剤数量が一致せず、次年度期首数量が前年度期末数量を下回る業者が1件生じていたもの。

【指摘7】河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、参加人数を確認できる資料の提出を交付の要件とすべきである（No.10）

上記交付金要綱では、参加人数を基準として交付金が設定されるスキームとなっているが、人数に関する添付資料としては「活動中の写真（2枚程度）」が求められるのみで、正確な参加人数が把握できる疎明資料の添付は求められていないもの。

（3）意見

ア 変更契約に関するもの

変更協議書写しの記録への編綴【意見5・6・7】

変更契約を認めるか否かを判断する際の「建設工事に係る変更契約ができる範囲と随意契約の取扱いについて（通知）」（令和5年3月17日付け土総第924号）所定の基準の運用【意見8】

変更協議成立後の速やかな変更契約の締結【意見12・15】

変更契約書の記載内容【意見14・16】

イ 事務処理一般に関するもの

交付金の執行に当たっての確認【意見1】

適切な紙決裁理由の記載【意見2】

作業完了報告書への資料の添付【意見9】

押印が必要な書類への押印の確認【意見 10】

日付の記載漏れや時間的先後関係【意見 11・13・17】

ウ その他

除雪関連業務における当初契約時の単価算定【意見 3】

除雪車両及び部品の保管方法【意見 4】

2 防災・減災対策の推進に関する事業

(1) 総括

監査結果：指摘事項 2 件、意見 15 件

指摘事項のうち、1 件は防災備蓄物資の管理に関するものであり、物資の入出庫について個表への記載漏れが確認されたものであった。

意見は、変更契約に関するものが 7 件、事務処理一般に関するものが 2 件、広報等に関するものが 2 件、それら以外に関するものが 4 件であった。

それぞれの概要は、以下のとおりである。

(2) 指摘事項

【指摘 9】防災備蓄物資について入出庫があった際には、速やかな個表への入力と併せて実地棚卸を行うべきである (No.23)

防災備蓄倉庫において、防災備蓄物資保管数量には 0 台となっていた「簡易トイレ (交付金)」が現地に 40 台存在したため確認したところ、入庫 40 台の処理がされていなかったため、0 台の記載となっていたもの。

【指摘 10】 災害時体制整備事業について、起案用紙上の起案日付を実際の起案日とすべきである (No.25)

災害派遣医療チーム要員の傷害保険契約（確定精算）に関する起案用紙上の起案日付が、実際の起案日である令和6年4月19日から、令和6年3月31日へと訂正されていたもの。

(3) 意見

ア 変更契約に関するもの

変更協議書写しの記録への編綴【意見 23・24・25・27・28】

変更契約書の締結時期【意見 26】

変更契約書の題名【意見 31】

イ 事務処理一般に関するもの

見積書徴求時の資料提出【意見 30】

契約締結時の予算との適合性の検討【意見 32】

ウ 広報等に関するもの

広報・広告についての効果測定の実施【意見 19】

土砂災害啓発チラシのレイアウト【意見 29】

エ その他

受講者に対する効果測定後の再確認【意見 18】

消費期限の迫った防災備蓄食品の処理【意見 20】

地域間での物資備蓄の偏り【意見 21】

適切な事業計画の立案と実施【意見 22】

第 2 個別事業 1 災害に強い県土づくりに関する事業

No.1 落石対策事業

事業目的	道路防災対策の推進	
所管課	道路維持課	
根拠法令等		
事業概要	落石等通行危険箇所の解消	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	2,474,141	
最終予算額	2,461,898	
決算額	2,461,898	
予算実績比率（単位：％）	100.0	
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	578,051	落石対策業務委託費
使用料及び賃借料		
工事請負費	1,739,433	落石対策工事請負費
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	144,414	用地買収費等
合計	2,461,898	
事業費の財源（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
国	2,358,597	
県	103,301	
その他		
合計	2,461,898	
KPI	緊急輸送道路の落石等通行危険箇所整備率【当該年度 3 月時点】（単位：％）	

目標値（令和6年度）	48.9
実績値（令和6年度）	41.1
達成率（単位：％）	84.0

1 県央県土整備事務所

（1）土砂災害対策道路事業補助（災害防除）外

個別事業概要	土砂災害補助工事を行う。
事業費（千円）	73,858
事業実施方法	工事請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）土砂災害対策道路事業補助（災害防除）外事業について、交付金の執行に当たり、チェックシートへのチェック漏れがないようにすることが望ましい（意見1）

「交付金事務等適正化のためのチェックシートについて（通知）」において、交付金の執行に当たり、交付金責任者及び契約業務課は、チェックシートの項目を確認し、その状況を記録するとの記載がある。

しかし、補助・交付金事務チェックシートにおいて責任者のチェック漏れが検出された。事情について確認したところ、チェックを失念したという回答を得た。

今後は、チェックシートを用いた確認を責任者が行うことが望ましい。

No.2 冬道バリアフリー事業

事業目的	冬季における道路交通の安全確保	
所管課	道路維持課	
根拠法令等	道路法	
事業概要	道路を常時良好な状態に維持し、一般交通に支障を及ぼさないように努める。	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		1,363,931
最終予算額		2,268,546
決算額		2,225,621
予算実績比率（単位：％）		98.1
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	246,841	除雪車両修繕費等
役務費	46,290	電気代及び通信費等
委託料	1,283,310	除雪業務委託等
使用料及び賃借料		
工事請負費	141,698	雪崩対策工事請負費
備品購入費	505,962	除雪車、凍結防止剤等購入費
負担金、補助金及び交付金		
その他	1,520	公課費（税金）等
合計	2,225,621	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		697,225
県		1,528,396
その他		
合計		2,225,621
KPI	除雪機械1台当たりの受け持ち延長【当該年度3月時点】（単位：km）	

目標値（令和 6 年度）	6.0
実績値（令和 6 年度）	6.7
達成率（単位：％）	111.7

1 道路維持課

（1）除雪車両等購入事業

個別事業概要	除雪車両の購入
事業費（千円）	300,850
事業実施方法	売買契約
購入先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

2 松江県土整備事務所

（1）除雪機械借上・貸与業務委託

個別事業概要	除雪機械借上・貸与
事業費（千円）	62,755
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」</p> <p>島根県会計規則運用通知第 66 条関係 1 の（2）のエ「契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき」に下記の理由から該当</p>

	道路除雪業務は、現場に近く、業務及び現地状況に精通している業者でなければ迅速な対応が取れない。また、各路線の作業実績により、機械の操縦に精通している人員を有し各路線における唯一の者であり令和6年度委託業者一覧の各社と随意契約を行うため
履行確認の有無	有

(2) 凍結防止剤散布業務委託

個別事業概要	凍結防止剤散布
事業費（千円）	50,839
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」</p> <p>島根県会計規則運用通知第66条関係1の(2)のエ「契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき」に下記の理由から該当</p> <p>凍結防止剤散布業務は、現場に近く、業務及び現地状況に精通している業者でなければ迅速な対応が取れない。また、各路線の作業実績により、機械の操縦に精通している人員を有し各路線における唯一の者であり R6 委託業者</p>

	一覧の各社と随意契約を行うため
履行確認の有無	有

(3) 凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入

個別事業概要	凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入を行う。
事業費（千円）	30,758
事業実施方法	売買契約
購入先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

(4) 島根県除雪機械運転資格取得支援補助金

個別事業概要	県内の道路等での除雪業務に従事させるため、県内事業者が除雪機械の運転に必要な資格を雇用する個人に取得させる事業に対する補助
事業費（千円）	821
事業実施方法	補助
補助金の交付対象	県内の道路等の除雪業務を行う県内事業者
補助金の要綱名	島根県除雪機械運転資格取得支援補助金交付要綱
補助金の目的	県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地

	域づくりを進める。
--	-----------

3 雲南県土整備事務所

(1) 除雪機械借上業務委託

個別事業概要	除雪機械借上
事業費（千円）	83,806
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条関係第1項(2)その性質又は目的が競争入札に適しないものに下記の理由から該当するため</p> <p>①除雪作業に使用できる機械を有していること、また確保が可能なこと</p> <p>②路線状況を熟知したオペレーターを有する者を配置した方が効率的で安全面において得策であること</p> <p>③各路線に接近する者に除雪作業を分担させ、速やかな路線確保を行う必要があること</p> <p>④上記の3つの条件を満たすのは、除雪路線表に記載の相手方に限られること</p>
履行確認の有無	有

(2) 除雪機械貸与業務委託

個別事業概要	除雪機械貸与
事業費（千円）	69,729
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条関係第1項(2)その性質又は目的が競争入札に適しないものに下記の理由から該当するため</p> <p>①路線状況を熟知したオペレーターを有する者を配置した方が効率的で安全面において得策であること</p> <p>②各路線に接近する者に除雪作業を分担させ、速やかな路線確保を行う必要があること</p> <p>③上記の2つの条件を満たすのは、除雪路線表に記載の相手方に限られること</p>
履行確認の有無	有

(3) 凍結防止剤散布業務委託

個別事業概要	凍結防止剤散布
事業費（千円）	37,157
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約

随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び島根県会計規則運用通知第 66 条関係第 1 項 (2) その性質又は目的が競争入札に適しないものに下記の理由から該当するため</p> <p>①本作業は現地の状況を頻繁に確認する必要があり、受注者の拠点が最も現場に近ければならないこと</p> <p>②路線状況を熟知したオペレーターを有する者を配置することが安全かつ効率的な作業を行えること</p> <p>上記の 2 つの条件を満たすのは、凍結防止剤散布委託箇所一覧表記載の相手方に限られること</p>
履行確認の有無	有

(4) 凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入

個別事業概要	凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入を行う。
事業費 (千円)	61,207
事業実施方法	売買契約
購入先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

(5) 島根県除雪機械運転資格取得支援補助金

個別事業概要	県内の道路等での除雪業務に従事させるため、県内事業者が除雪機械の運転
--------	------------------------------------

	に必要な資格を雇用する個人に取得させる事業に対する補助
事業費（千円）	173
事業実施方法	補助
補助金の交付対象	県内の道路等の除雪業務を行う県内事業者
補助金の要綱名	島根県除雪機械運転資格取得支援補助金交付要綱
補助金の目的	県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進める。

4 県央県土整備事務所

(1) 除雪機械借上・貸与業務委託

個別事業概要	除雪機械借上・貸与
事業費（千円）	217,052
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」 島根県会計規則運用通知第66条関係1の(2)のエ「契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものである」

	<p>るとき」に下記の理由から該当</p> <p>①除雪等の作業は、積雪及び路面凍結時に緊急に路線の安全を確保する必要があることから、各路線（区間）の近隣に所在する者がとる必要がある。</p> <p>②道路の路面及びその周辺には除雪作業の支障となるマンホールや横断溝等が多く存在するが、積雪時にはこれらの支障物を直接確認することは困難である。また、各路線（区間）によって除雪した雪を排雪できる箇所が限られていたり、凍結しやすい場所や吹きだまりになりやすい場所や、利用状況に特徴があったりする中、安全かつ効率的に除雪を行うためには、積雪時及び非積雪時の道路状況に精通していることが極めて重要である。</p> <p>③以上のことから、除雪に必要なグレーダー・タイヤショベル等除雪に必要な機械及び除雪車の操縦に精通しているオペレーターを有し（借上の場合、貸与はオペレーターのみ）、これまでの各路線の除雪等の作業実績により各路線（区間）の積雪時及び非積雪時の道路状況に精通しており、かつ、各路線（区間）の近隣に所在している、路線（区間）毎に除雪契約先一覧の者が唯一の者であるため</p>
履行確認の有無	有

(2) 凍結防止剤散布業務委託

個別事業概要	凍結防止剤散布
事業費（千円）	53,715
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」</p> <p>島根県会計規則運用通知第 66 条関係 1 の（2）のエ「契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき」に下記の理由から該当</p> <p>①除雪等の作業は、積雪及び路面凍結時に緊急に路線の安全を確保する必要があることから、各路線（区間）の近隣に所在する者が行う必要がある。</p> <p>②道路の路面及びその周辺には除雪作業の支障となるマンホールや横断溝等が多く存在するが、積雪時にはこれらの支障物を直接確認することは困難である。また、各路線（区間）によって除雪した雪を排雪できる箇所が限られていたり、凍結しやすい場所や吹きだまりになりやすい場所や、利用状況に特徴があったりする中、安全かつ効率的に除雪を行うためには、積雪時及び非積雪時の道路状況に精通しているこ</p>

	<p>とが極めて重要である。</p> <p>以上のことから、除雪に必要なグレーダー・タイヤショベル等除雪に必要な機械及び除雪車の操縦に精通しているオペレーターを有し（借上の場合、貸与はオペレーターのみ）、これまでの各路線の除雪等の作業実績により各路線（区間）の積雪時及び非積雪時の道路状況に精通しており、かつ、各路線（区間）の近隣に所在している、路線（区間）毎に除雪契約先一覧の者が唯一の者であるため</p>
履行確認の有無	有

（３）凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入

個別事業概要	凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入
事業費（千円）	29,863
事業実施方法	売買契約
購入先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

（４）島根県除雪機械運転資格取得支援補助金

個別事業概要	県内の道路等での除雪業務に従事させるため、県内事業者が除雪機械の運転に必要な資格を雇用する個人に取得さ
--------	---

	せる事業に対する補助
事業費（千円）	222
事業実施方法	補助
補助金の交付対象	県内の道路等の除雪業務を行う県内事業者
補助金の要綱名	島根県除雪機械運転資格取得支援補助金交付要綱
補助金の目的	県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進める。

5 浜田県土整備事務所

(1) 除雪関連業務委託

個別事業概要	除雪に関連する業務委託
事業費（千円）	121,119
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>除雪業務は、積雪及び路面凍結時において、緊急に路線の安全を確保する必要があることから、各路線（区間）の近隣に所在する者である必要がある。</p> <p>道路の路面及びその周辺には除雪作業の支障となるマンホールや横断側溝等が多く存在するが、積雪時にはこれらの障害物を直接確認することは困難で</p>

	<p>ある。また、各路線（区間）によって除雪した雪を排雪できる箇所が限られていたり、凍結しやすい場所や吹きだまりになりやすい場所及び利用状況に特徴があったりする中、安全かつ効率的に除雪を行うためには、積雪時及び非積雪時の道路状況に精通していることが極めて重要である。</p> <p>以上のことから、グレーダ・タイヤショベル等除雪に必要な機械及び除雪車の操縦に精通しているオペレーターを有し、各路線の除雪等に作業実績により各路線（区間）の積雪時及び非積雪時の道路状況に精通しており、かつ、各路線（区間）の近隣に所在している唯一の者であるため</p>
履行確認の有無	有

（２）凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入

個別事業概要	凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入
事業費（千円）	23,386
事業実施方法	売買契約
購入先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

(3) 島根県除雪機械運転資格取得支援補助金

個別事業概要	県内の道路等での除雪業務に従事させるため、県内事業者が除雪機械の運転に必要な資格を雇用する個人に取得させる事業に対する補助
事業費（千円）	115
事業実施方法	補助
補助金の交付対象	県内の道路等の除雪業務を行う県内事業者
補助金の要綱名	島根県除雪機械運転資格取得支援補助金交付要綱
補助金の目的	県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進める。

(4) 国道 186 号（長田 2 工区）防安交付金（雪寒）工事 その 3

個別事業概要	浜田市金城町長田地内の雪寒対策工事
事業費（千円）	137,241
事業実施方法	工事請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

(ア) 凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入事業について、実地棚卸を行う

べきである（指摘1）

凍結防止用散布剤及び除雪用散布剤（以下「各種散布剤」という。）については、県より一般競争入札にて落札した業者（以下「落札業者」という。）へ注文を行っている。散布業務を行う事業者（以下「散布業者」という。）が各種散布剤が必要となった際には県へ注文し、落札業者から散布業者へ直接各種散布剤を納入している。

現在、散布業者が保管する各種散布剤については、県側で散布業者の保管にかかる在庫量を集計し、帳簿上の記載内容と照合する作業（以下「実地棚卸」という。）を行っていない。

また、納品書はあるが、実際納品書と同数が納品されたのかの確認は県側で行っていない。そのため、落札業者と散布業者で万一実際の納品数量と異なる数量の納品書が作成されたとしても確認する手立てがない。

実際に、作業報告書上にて確認できる散布業者に存する前年度期末の各種散布剤数量と次年度期首の各種散布剤数量が一致せず、次年度期首数量が前年度期末数量を下回る業者が浜田県土整備事務所にて1件生じていた。理由については最後の作業報告で、使用後の在庫量について誤記していたとのことであった。この件についても実地数量を確認していないため、後からどのような説明もできることになってしまう。

以上の理由から、各種散布剤については、最低限、県側でも実地棚卸を行うべきである。

イ 意見

（ア）凍結防止剤散布業務事業の起案用紙に適切な紙決裁理由を記載することが望ましい（意見2）

松江県土整備事務所の起案用紙については、電子決裁ではなく紙で決裁されている。この点に関し、起案が紙決裁された理由として、秘匿性が高く閲覧制限が必要であるとされていた。担当者に確認したところ、実際には電子決裁ではチェックが困難であるという理由で紙決裁が行われていたと判断した。

今後は、適切な紙決裁理由を記載することが望ましい。

(イ) 除雪関連業務について、当初契約時の単価算定を実態に合わせたものとする
ことが望ましい（意見3）

除雪及び凍結防止剤の散布業務について、当初契約時の除雪単価は、道路除排
雪積算基準（以下「当基準」という）によって算出している。当基準における諸
経費率は作業量が多くなり、それに伴って工事金額が多くなるほど低くなる計算
になっている。

除雪会議において、当該諸経費率は最も高い率もしくは過年度の実績を踏まえ
て想定される運転時間により算出した直接工事費に応じて定まった率とされてい
る。そのため、当初契約時に想定された距離よりも除雪及び散布距離が長くなり、
直接工事費が多額になった場合には、諸経費率も含めた1キロメートル当たりの
単価が低くなり、減額変更が発生する事象が発生している。

この状況は、選定業者からみると、当初想定よりも長い時間出動した場合にか
えて除雪単価が減額となることとなり、出動へのインセンティブとはならない。
また、そもそも除雪及び凍結防止剤散布業務が随意契約とされている理由は、前
記のとおり当該土地及び除雪機械操作に精通した限られた業者を安定して選定す
る必要性にあるところ、前記のような単価減額変更の実態はかかる限られた業者
から年度契約を断られるリスクを招き、円滑な除雪の実施が阻害されて道路の通
行止めが発生するなどの可能性がある。

以上を踏まえると、当初契約時の単価算定については、できる限り過年度の実
績を踏まえて想定される運転時間により算出した直接工事費に応じて定まった率
によって行い、当初契約を減額変更が発生しにくいものとするのが望ましい。

(ウ) 除雪車両等購入事業について、除雪車両及び部品の保管方法を見直すこと
が望ましい（意見4）

除雪車は、某所高架下に保管されている。某所は無人であり、フェンスが設け
られ施錠がなされ、その上で除雪車の鍵は松江県土整備事務所にて保管している。
また、除雪車に取り付けるブレードやウェイトはフェンス内に野積みされている。

しかしながら、防犯カメラは設置されておらず、フェンスについても乗り越え

た場合に感知できるシステムなどは備えつけられていない。

除雪車は一台で5,000万円を超えるものもある高額な有価物であるし、ブレード等についても盗難被害が発生すればいざ必要な時に使用できないという事態が生じかねない。

部品を狙った盗難対策のため、除雪車両及び部品の保管方法を見直し、防犯のための仕組みを構築することが望ましい。

ウ 現地の確認状況



No.3 橋梁耐震事業

事業目的	道路利用者や災害発生時の救命・救助・消防活動等の組織を対象として、震災発生時における橋梁災害の防止はもとより、救助・救急・消防活動及び救援物資輸送の円滑化かつ確実化を目的とする。	
所管課	道路維持課	
根拠法令等		
事業概要	緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	1,741,863	
最終予算額	1,349,125	
決算額	1,349,125	
予算実績比率（単位：％）	100.0	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	308,820	橋梁耐震業務委託費
使用料及び賃借料		
工事請負費	986,059	橋梁耐震工事請負費
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	54,246	工事雑費等
合計	1,349,125	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国	1,349,125	
県		
その他		

合計	1,349,125
KPI	緊急輸送道路の橋梁耐震化率【当該年度 3月時点】（単位：％）
目標値（令和6年度）	84.6
実績値（令和6年度）	79.2
達成率（単位：％）	93.6

1 松江県土整備事務所

（1）大東東出雲線外1線（桑並川橋外1橋）防安交付金・メンテ補助（橋梁耐震・橋梁修繕）工事

個別事業概要	橋梁耐震・橋梁修繕
事業費（千円）	125,220
事業実施方法	工事請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.4 河川・海岸計画

事業目的	河川・海岸の工事や維持を行う上での具体的な整備の目標や手法を明らかにする。	
所管課	河川課	
根拠法令等	河川法、海岸法	
事業概要	「河川整備計画」「海岸保全基本計画」等の策定	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	57,230	
最終予算額	57,230	
決算額	57,230 (うち当年度予算繰越額 27,387)	
予算実績比率（単位：%）	100.0	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	29,843	都治川（江の川支川）浸水対策検討等
使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他		
合計	29,843	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		

県	29,843
その他	
合計	29,843
KPI	河川整備基本方針等の策定数【当該年度3月時点】（単位：箇所）
目標値（令和6年度、単位：箇所）	44
実績値（令和6年度、単位：箇所）	44
達成率（単位：%）	100.0

1 河川課

（1）中川外 公共事前再評価資料作成業務委託

個別事業概要	松江市内河川（中川）の公共事業再評価にかかる資料作成
事業費（千円）	12,721 （うち河川海岸計画としての予算執行額 4,613）
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見5）

変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立

の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。

この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に間違いなく送付しているが、送付の際に控えを取っていないとのことであった。また、送付日等の記録も取っていないとのことであった。元々は、協議書の原本が県の方へ戻ってくる事務フローだったところ、処理の変更で戻ってこなくなったという事情があったようである。

変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。

2 浜田県土整備事務所

(1) 都治川 防安交付金（水防災）測量設計業務

個別事業概要	江津市内河川（都治川）の公共事業にかかる調査設計
事業費（千円）	11,800
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

(ア) 変更契約により業務委託料が減額され、受領済みの前払金額が減額後の業

業務委託料の 10 分の 4 を超える場合に前払金を超過した場合の返還を免除するに当たっては、契約書に従い「超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適當であると認められる」かどうかを適宜の方法により確認すべきである（指摘 2）

本件では、当初契約では 17,248,000 円とされていた業務委託料が、第 4 回変更契約により 11,800,800 円へと減額されている。これは当初緊急性の高い 2 カ所に絞って測量設計業務を実施しようとしたところ、国から全体的な検討をしてほしい旨の指摘を受け、変更することになったもののようである。

本件の当初契約（土木設計業務等委託契約書）の第 33 条 6 項において、「受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない」とされている。他方で、同条 8 項では「第 6 項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める」とされ、一定の要件を満たす場合に協議によって免除を行う余地を残している。

そして、本件では受託者に対して前払金の支払が行われていたところ、当該受領済み額は前記減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えていたため、超過相当額である 453,680 円の返還が必要な状態となっていた。これに対し、本件では精算変更より 30 日以内に完了検査を実施するという理由で返還すべき超過額を 0 円として返還免除することが行われていた。

この点、かかる返還の免除を行うためには前記のとおり①超過額が相当の額に達していること、②返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適當であること、が要件とされている。超過金については返還が原則であり、その免除は例外的な処理であることを踏まえると、免除を行うためには、前記 2 要件について、具体的な事実に基づいた具体的な認定・判断がなされる必要がある。

しかし、担当者によれば、使用状況の確認のプロセスが県にはないため、使用状況は確認しておらず、人件費がほとんどなので期末までに使っているだろうと推定し、土木総務課に確認の上免除とした、とのことであった。すなわち、前記 2 要件について、具体的な事実の確認・認定を行わないままに、免除を決めてい

た。

かかる免除は、契約書の定める免除のスキームを逸脱するものであり、合規性の観点から大いに問題がある。超過金の返還免除を行う際には、契約書に従い「超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適當であると認められる」かどうかを適宜の方法により確認すべきである。

なお、本件では、変更前後の業務内容が同一性を大きく欠くほどに変更されており、本来別契約とすることが相当であったものと思料されることを付言する。

イ 意見

(ア) 変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見6。意見5と同旨）

変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。

この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。

変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。

(2) 都治川 公共事前調査 用地測量業務

個別事業概要	江津市内河川（都治川）の公共事業に
--------	-------------------

	かかる事前調査
事業費（千円）	9,295
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.5 中小河川の改修事業

事業目的	洪水被害を軽減させ、流域住民の安全で安心な暮らしを確保する。	
所管課	河川課	
根拠法令等	河川法	
事業概要	治水対策として各事業により河川整備を実施する。	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	8,218,238	
最終予算額	12,074,972	
決算額	12,085,144 （うち当年度予算繰越額 5,231,113）	
予算実績比率（単位：％）	100.0	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	707,211	河川改修工事に係る設計業務委託等
使用料及び賃借料		
工事請負費	4,602,015	河川改修工事等
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	1,544,805	河川改修工事に係る用地補償費等
合計	6,854,031	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国	2,538,987	
県	4,315,044	

その他	
合計	6,854,031
KPI	洪水からの被害が軽減される人口【当該年度3月時点】
目標値（令和6年度、単位：人）	321,000
実績値（令和6年度、単位：人）	316,100
達成率（単位：%）	98.5

1 県央県土整備事務所

(1) 矢谷川 防安交付金（水防災）工事 仮設橋設置

個別事業概要	川本町内河川（矢谷川）の公共事業にかかる仮設橋設置
事業費（千円）	106,410
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見7。意見5と同旨）

変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。

この点、本事業における変更契約の記録には、①の変更協議書の写し（控え）

が編綴されていなかった。担当者に確認したところ、変更協議書自体は受注者に間違いなく送付しているが、送付の際に控えを取っていないとのことであった。

変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。

ウ 現地の確認





No.6 ダム建設事業

事業目的	洪水被害の軽減と河川維持用水を確保する。	
所管課	河川課	
根拠法令等	河川法	
事業概要	波積ダム建設事業 矢原川ダム建設事業	
開始事業年度	-	
終了（予定）事業年度	-	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	1,431,100	
最終予算額	2,264,100	
決算額	2,184,100 （うち当年度予算繰越額 646,856）	
予算実績比率（単位：％）	96.5	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	427,540	矢原川ダム建設工事に係る設計業務委託等
使用料及び賃借料	240	矢原川ダム建設工事に係る借地料等
工事請負費	1,088,794	矢原川ダム建設工事
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	20,670	矢原川ダム建設に係る用地補償費等
合計	1,537,244	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		

国	758,622
県	778,622
その他	
合計	1,537,244
KPI	ダム建設事業の工事進捗率【当該年度3月時点】（単位：％）
目標値（令和6年度）	85.7
実績値（令和6年度）	83.4
達成率（単位：％）	97.3

1 浜田河川総合開発事務所

(1) 矢原川ダム建設事業 ダムサイト下流工事用道路橋梁下部工工事

個別事業概要	矢原川ダムのダムサイト下流工事用道路橋梁下部工工事
事業費（単位：千円）	108,247
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 矢原川ダム建設事業 付替県道法面その2工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る付替県道の法面工事
事業費（単位：千円）	33,633
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 矢原川ダム建設事業 付替県道1号橋（仮称）下部工その1工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る付替県道の1号橋（仮称）下部工の工事
事業費（単位：千円）	99,700
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 矢原川ダム建設事業 工事用道路その5工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る工事用道路の工事
事業費（単位：千円）	72,132
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) 矢原川ダム建設事業 工事用道路その6工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る工事用道路の工事
事業費（単位：千円）	109,266
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(6) 矢原川ダム建設事業 付替市道その3工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る付替市道の工事
事業費（単位：千円）	172,122
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(7) 矢原川ダム建設事業 ダムサイト下流工事用道路工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係るダムサイト下流工事用道路の工事
事業費（単位：千円）	77,031

事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(8) 矢原川ダム建設事業 工事用道路その7工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る工事用道路の工事
事業費（単位：千円）	148,407
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(9) 矢原川ダム建設事業 付替市道法面その1工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る付替市道の法面の工事
事業費（単位：千円）	58,459
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(10) 矢原川ダム建設事業 付替県道その7工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る付替県道の工事
事業費（単位：千円）	24,891
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(11) 矢原川ダム建設事業 付替市道その4工事

個別事業概要	矢原川ダム建設事業に係る付替市道の工事
事業費（単位：千円）	88,572
事業実施方法	請負
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(12) 波積ダム建設事業 ダム管理用道路等整備工事

個別事業概要	波積ダムの管理道路について、減勢工下流管理用道路工事、既設舗装撤去等を行う。
事業費（単位：千円）	13,115
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札

履行確認の有無	有
---------	---

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(13) 波積ダム建設事業 ダム管理用道路等整備その2工事

個別事業概要	波積ダム管理用道路の下流入口に門扉の設置、ダム本体工事による舗装損傷個所の補修等を行う。
事業費（単位：千円）	13,042
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 変更契約を認めるか否かを判断するに当たっては、「建設工事に係る変更契約ができる範囲と随意契約の取扱いについて（通知）」（令和5年3月17日付け土総第924号）の定める基準を厳格に運用することが望ましい（意見8）

波積ダム建設事業ダム管理用道路等整備その2工事では、当初の請負契約金額が、5,005,000円であったが、令和7年3月25日の変更契約において8,037,700

円が増額され、総額 13,042,700 円となっている。工事の完成日は、令和 7 年 3 月 27 日であり、完成日の 2 日前の変更契約により当初契約金額の約 1.6 倍の増額が行われていたこととなる。

担当者からの聞き取り及び変更理由書によると、ダム下流道路入口にダムを訪問した者が誤ってダム本体に近づかないよう安全のために門扉を設置すること（直接工事費用として約 1,200,000 円増）、ダム本体工事による道路損傷個所の修繕をすること（直接工事費用として約 1,000,000 円増）、その他各工種について現地に適合するよう変更すること、が増額変更契約の理由であった。

門扉の設置及び道路修繕の直接工事費用を除くと約 5,800,000 円がその他各工種について現地に適合するための費用となる。一方、その他各工種の具体的内容は、道路修繕箇所の近隣住民からの要望による修繕、水路利用の確保、工事開始時には予測できなかった追加工事による増加費用等が該当するとのことであった。

担当者によれば、これらの費用をまとめて、令和 7 年 3 月 25 日付け変更契約において増額を行ったとのことである。

ところで、鳥根県が行う公共工事に関しては、「建設工事に係る変更契約ができる範囲と随意契約の取扱いについて（通知）」（令和 5 年 3 月 17 日付け土総第 924 号（以下、「本取扱い」という。））において変更契約ができる範囲の取扱いを定めている。

本取扱いでは、下記のように定められている。

1. 変更契約ができる範囲

①当初契約金額が 4,000 万円未満の場合

追加工事費が当初金額の 30% に相当する額未満の場合とする。

追加変更工事費がこれを超える場合には、原則として別途契約とする。

ただし、現に施工中の工事として分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

②当初契約金額が 4,000 万円以上の場合

追加変更工事費が、当初契約金額の 50% に相当する額未満で、かつ、5,000 万

円未満の場合とする。

追加変更工事費がこのいずれかを超える場合には、原則として別途契約とする。ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

2. 適用に当たっての留意事項

この措置の運用に当たっては、中小建設業者の受注機会の確保に努めるとともに、請負業者の施工能力及び専任技術者の状況等技術力を勘案して、適正な工事の施工が確保されるよう十分配慮すること。

また、変更契約に当たっては当初の請負歩率が基となるので、安易に変更することにより、受注者へ過度の負担を強いることのないよう、十分に留意すること。

本取扱いは、過去の変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いに関する複数の通知では、一部に解釈の不明瞭な部分があったため、改めて過去の通知をまとめて変更契約ができる範囲を定めたものと解される。

上記事業については、本取扱いに基づいて変更契約の可否が判断されているところ、当初契約金額が約 5,000,000 円であるから、変更契約の可否を画する基準となる 30%に相当する金額は 1,500,000 円となる。したがって、約 8,000,000 円の追加費用が発生する工事は、本来変更契約ではなく別途契約とすることが必要である。もっとも、ダム下流入口に門扉を設置することや道路修繕工事は、当該現場で行われるべき工事であり、「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」に該当すると考えられるので、本取扱い 1.①ただし書きにより変更工事とすることが認められるであろう。

しかし、その他各工種は、近隣住民の要望であり、水路利用の確保であるから、明確に関連性がないと否定まではするものではないが、そもそもダム工事との関連性を検討したものであるのかについて疑問を抱かざるを得ない。

また、上述したように、変更契約は、完成日の 2 日前であり年度末の直前でもある令和 7 年 3 月 25 日に行われている。加えて、変更理由書には、「本年度でダム下流道路工事を完了させる必要がある」との記載もある。

これらの諸事実は、上記事業の変更契約は、年度末までに駆け込みで締結するために行われたものではないか、という疑問を抱かせるものである。

かかる運用が可能となっているのは、本取扱いのただし書きが便宜的に使われていることが原因となっているものと思われる。

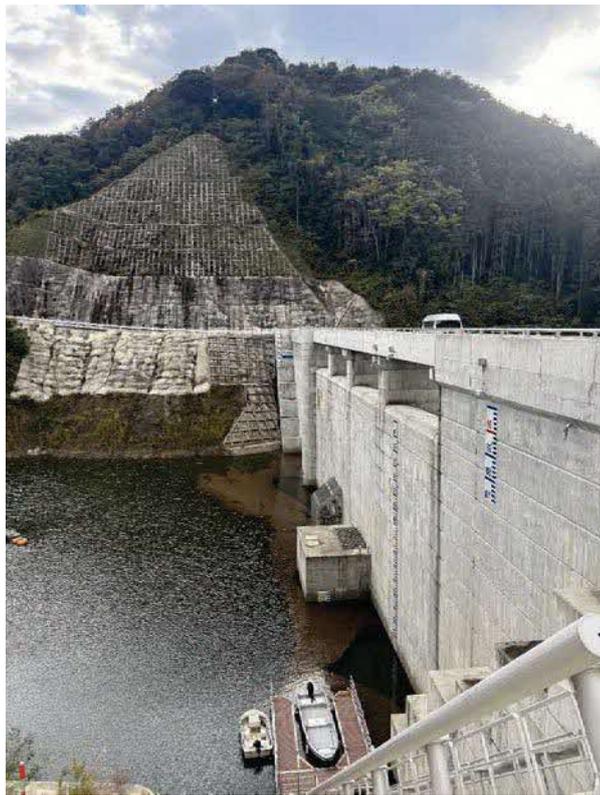
以上を踏まえると、本取扱いの適用に当たっては、本来の工事にそもそも必要な工事であるのか、を判断し、そして、必要な工事であった場合にただし書きを厳格に判断することが望ましい。

なお、特に土木工事を含む公共工事においては、工事を開始してみなければ、実際の状況を詳細に把握して、対策を立てることが困難な場合が多々あり、当初の工法から大きく変更することが必要となることは容易に想定できる。そして、その結果、変更契約が必要となる場合を否定するものではない。しかし、今回の監査において、他の公共事業においても多数の変更契約が行われていたことに鑑みて、改めて本取扱いの厳格な運用を促すことが相当と思料し、上記の意見を述べるものである。

2 波積ダム現地調査

令和6年6月に運用を開始された波積ダムへ赴き現地調査を行った。

現地で概要説明を受けるとともに、実際に施設内を視察し、適切に運用されていることを確認した。



No.7 河川維持修繕事業

事業目的	適正に管理することにより流域住民が安心して暮らせるようにする。	
所管課	河川課	
根拠法令等	河川法	
事業概要	<p>河川の機能を良好な状態に保つため、堤防・護岸等の修繕を行う。</p> <p>老朽化した水門や排水機場等の機能を良好な状態に保つため、施設の点検結果に基づき更新を行う。</p> <p>流下能力を確保し、浸水被害を防止するため、河積を阻害している樹木の伐採や堆積土砂を撤去する。</p>	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	1,652,015	
最終予算額	1,733,517	
決算額	1,733,517 （うち当年度予算繰越額 531,885）	
予算実績比率（単位：％）	100.0	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	485	
役務費		
委託料	798,977	河川維持修繕工事、長寿命化工事等にかかる設計業務委託等
使用料及び賃借料		
工事請負費	193,948	河川維持修繕工事、長寿命化工事等
備品購入費		

負担金、補助金及び交付金	185,162	河川浄化事業負担金等
その他	23,060	事務費等
合計	1,201,632	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		123,864
県		1,059,070
その他		18,698
合計		1,201,632
KPI	河川リフレッシュ事業対象河川の河床掘削延長（R2以降）【当該年度3月時点】（単位：km）	
目標値（令和6年度）		90.0
実績値（令和6年度）		74.5
達成率（単位：%）		82.8

1 松江県土整備事務所

（1）千酌路川外 河川災害復旧工事（5災94・112号）

個別事業概要	松江市内河川（千酌路川）の災害復旧工事
事業費（千円）	28,002
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

（ア）変更契約の締結は、変更協議成立後に行うべきである（指摘3）

本件では、令和6年7月25日に変更契約が締結されている。変更契約締結に至る事務フローとしては、①変更協議書に基づいて受注者と協議し、②協議が成

立したら変更契約書を調印する、という流れを進めることが一般であり、本件でもその流れを前提として決裁がされている。

しかし、本件では、変更契約書調印の約1週間後の8月1日付の変更協議書が作成されており、①を経ずして②の手続がなされている。

これは、前記事務フローを前提とした決裁に反するものであり、合規性の観点から問題がある。また、変更協議書は、将来変更契約の内容を巡って紛争が生じた際に、契約締結過程や変更契約の正当性を立証するための資料となる性質のものであるところ、契約書調印後に作成された変更協議書では変更契約締結時に存在しない以上、変更契約締結時の合意内容等を立証する資料としての価値は極めて低いと言わざるを得ず、本来企図される機能を果しえないこととなる。

したがって、変更契約の締結は、変更協議が成立した後に行うべきである。

イ 意見

なし

(2) 意宇川 河川維持修繕事業

個別事業概要	松江市内河川（意宇川）の河川維持修繕事業のために必要な土地を所有者から購入する事業
事業費（千円）	102
事業実施方法	売買契約
購入先の選定方法	簡易型一般競争入札

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 令和6年度河川浄化事業(松江市)

個別事業概要	県管理河川の草刈り等について、島根県と松江市が共同して実施する。
事業費(千円)	26,258
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	協定による
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 馬橋川 河川維持修繕工事 埋立詳細設計業務委託

個別事業概要	松江市内河川(馬橋川)の既設護岸の埋立にかかる詳細設計業務
事業費(千円)	6,025
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) 朝酌川外 河川砂防維持管理業務委託 その1

個別事業概要	松江市内河川（朝酌川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理にかかると業務
事業費（千円）	103,425
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(6) 天神川外 河川砂防維持管理業務委託 その2

個別事業概要	松江市内河川（天神川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理
--------	------------------------------------

	にかかる業務
事業費（千円）	45,042
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）作業完了報告書の内容が検証できるような資料の添付を受託者に求めることが望ましい（意見 9）

本事業に基づく令和 6 年 8 月 12 日付業務委託に関する指示書（第 43 号）記載の玉湯川の鯉の死骸の撤去業務に関し、受託者の作業完了報告書では、軽トラックとダンプトラックを使用した旨の報告がなされている。しかし、添付資料の業務施工写真では、ダンプトラックは一切出てきておらず、ダンプトラックを実際に使用したかどうか判断できないものとなっていた。

担当者において受託者に確認したところ、ダンプトラックを使用したことは間違いのないとのことであるが、ダンプトラックが出てこない写真のみが提出されていることは報告資料として不十分と言わざるを得ない。また、当時の担当者として、そのことに思いが至らなかったことは不相当と言わざるを得ない。

今後は、作業完了報告書の内容が検証できるような資料の添付を受託者に対して求めることが望ましい。

（7）朝酌川外 河川砂防維持管理業務委託 その 3

個別事業概要	松江市内河川（朝酌川）の河川、砂防
--------	-------------------

	関係施設及び港湾管理施設の維持管理にかかると業務
事業費（千円）	109,132
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

（８）天神川外 河川砂防維持管理業務委託 その４

個別事業概要	松江市内河川（天神川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理にかかると業務
事業費（千円）	41,486
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

2 雲南県土整備事務所

(1) 赤川外 河川砂防維持管理業務 (R6-1)

個別事業概要	雲南市内河川（赤川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理にかかる業務
事業費（千円）	36,635
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 赤川外 河川砂防維持管理業務 (R6-2)

個別事業概要	雲南市内河川（赤川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理にかかる業務
事業費（千円）	51,091

事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 三刀屋川外 河川砂防維持管理業務 (R6-1)

個別事業概要	雲南市内河川（三刀屋川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理にかかる業務
事業費（千円）	27,338
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

(ア) 作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない（指摘4）

本事業に基づく令和6年4月22日付指示（第9号）において、受注者が記入すべき作業完了報告書の報告日付欄の数字と、監督職員が記入すべき業務完了確認報告欄の報告日付欄の数字の字体が酷似しているのが見受けられた。

担当職員に確認したところ、職員が当該書類を受領した際に受注者が記入する

べき欄が空白だったので、担当職員が補充したとのことであった。

しかし、作業完了報告書の提出日付について、報告書の作成者でもない上、当該作業完了報告を確認すべき立場にある監督職員が補充することはおよそ想定されていない。

今後は、作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない。

イ 意見

なし

(4) 三刀屋川外 河川砂防維持管理業務 (R6-2)

個別事業名	三刀屋川外 河川砂防維持管理業務 (R6-2)
個別事業概要	雲南市内河川（三刀屋川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理にかかる業務
事業費（千円）	19,000
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

(ア) 作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない（指摘5。指摘4と同旨）

本事業に基づく令和7年1月20日付指示（第19号）において、受注者が記入すべき作業完了報告書の報告日付欄の数字と、監督職員が記入すべき業務完了確認報告欄の報告日付欄の数字の字体が酷似しているのが見受けられた。

担当職員に確認したところ、職員が当該書類を受領した際に受注者が記入すべき欄が空白だったので、担当職員が補充したとのことであった。

しかし、作業完了報告書の提出日付について、報告書の作成者でもない上、当該作業完了報告を確認すべき立場にある監督職員が補充することはおよそ想定されていない。

今後は、作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない。

(イ) 作業実施よりも前に作成された作業完了報告書に基づいて業務完了確認をすべきではない（指摘6）

本事業に基づく令和6年12月16日付指示（第17号）に関して、実施年月日が令和7年1月10日、完了年月日が令和7年1月18日であるにもかかわらず、それらより前の日付の令和7年1月9日付で作成された作業完了報告書が提出されていた。

担当者によれば、1月19日と書くべきところを誤って9日としてしまったのではないかとの説明であった。しかし、監督職員の完了確認報告欄の日付も1月9日となっており受注者記載の日付と合致していることを考えると、2者ともが誤記をする可能性は低く、実際に1月9日付で作業完了報告・業務完了確認報告がなされていると考えるのが自然である。

本来、実際に作業が実施・完了する前に係る報告がなされた上で、その確認報告がされるということは、明らかに合规性の観点から問題がある。

今後は、作業実施よりも前に作成された作業完了報告書に基づいて業務完了確認をすべきではない。

イ 意見

なし

(5) 神戸川外 河川砂防維持管理業務 (R6-1)

個別事業概要	飯南町内河川（神戸川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理
--------	------------------------------------

	にかかる業務
事業費（千円）	3,005
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）押印が必要な書類に押印がなされているかどうかの確認を正確に行うことが望ましい（意見 10）

受託者からの作業完了報告書に、受託者印が押印されていなかった。

この点、作業完了報告書への押印については、令和 6 年 5 月 1 日の入札公告日以降の業務から押印が廃止される運用となっている（令和 6 年 4 月 9 日付河第 21 号）。しかし、本事業の入札公告日（指名通知日）は、令和 6 年 1 月 30 日であり、前記押印廃止の運用の適用はなく、契約書上、作業完了報告書への押印が必要である。

したがって、作業完了報告書に押印がなされていないことは、合規性の観点から問題があると言わざるを得ない。押印が必要な書類に押印がなされているかどうかの確認を正確に行うことが望ましい。

なお、前記のとおり、作業完了報告書への押印自体は既に廃止されていることを踏まえ、指摘とはせず、意見にとどめたものであることを付言する。

（6）神戸川外 河川砂防維持管理業務（R2）

個別事業概要	飯南町内河川（神戸川）の河川、砂防関係施設及び港湾管理施設の維持管理
--------	------------------------------------

	にかかる業務
事業費（千円）	13,711
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア)作業完了報告書に日付の記載漏れがないように徹底することが望ましい(意見 11)

本事業に基づく業務委託指示（第 1 号）に関する作業完了報告書において、監督職員の完了確認報告欄に確認の日付が記載されていないものがあつた。担当者に確認したところ、記載漏れとのことであつた。

完了確認はできるだけ早期になされることが望ましく、それがいつなされたかという時的要素は、事後的な検証の際に極めて重要となる。

したがって、今後は、作業完了報告書に日付の記載漏れがないように徹底することが望ましい。

No.8 海岸侵食対策事業

事業目的	侵食や越波被害を軽減させ、周辺住民の安全で快適な暮らしを確保する。	
所管課	河川課	
根拠法令等	海岸法	
事業概要	和木波子海岸において、侵食や越波被害を軽減するため、和木工区の人工リーフを完成させる。小浜海岸において、モニタリング調査を実施し、事業効果を確認する。	
開始事業年度	-	
終了（予定）事業年度	-	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	197,691	
最終予算額	197,691	
決算額	197,691 (当年度予算繰越額 54,257)	
予算実績比率（単位：%）	100.0	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	29,746	海岸侵食対策工事にかかる設計業務委託等
使用料及び賃借料		
工事請負費	105,888	海岸侵食対策工事
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	7,800	事務費
合計	143,434	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国	67,817	

県	75,617
その他	
合計	143,434
KPI	実施中の海岸事業の防護区域面積(R2以降)【当該年度3月時点】(単位:ha)
目標値(令和6年度)	5.0
実績値(令和6年度)	5.0
達成率(単位:%)	100.0

1 浜田県土整備事務所

(1) 和木波子海岸(和木工区)防安交付金(侵食)工事(11月補正)

個別事業概要	和木波子海岸の侵食軽減工事
事業費(単位:千円)	105,888
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 和木波子海岸防安交付金(侵食)工事 深浅測量業務

個別事業概要	和木波子海岸の侵食軽減工事の深浅測量
--------	--------------------

事業費（単位：千円）	8,093
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) (一) 三隅井野長浜線（三隅工区）防安交付金（改築）工事外 現場技術業務

個別事業概要	三隅井野長浜線（三隅工区）の現場管理
事業費（単位：千円）	19,677
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 国道 186 号 (小国 1 工区) 防安交付金 (改築) 工事外 現場技術業務

個別事業概要	国道 186 号 (小国 1 工区) の現場管理
事業費 (単位: 千円)	19,716
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.9 海岸維持修繕事業

事業目的	適正に管理することにより周辺住民が安心して暮らせるようにする。	
所管課	河川課	
根拠法令等	海岸法	
事業概要	<p>海岸管理施設の機能を良好な状態に保つため、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸において、海岸修繕事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸侵食を防止するための維持養浜、老朽化施設の修繕 ・沖合施設の長寿命化計画策定 	
開始事業年度	-	
終了（予定）事業年度	-	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	283,303	
最終予算額	344,203	
決算額	344,203 (うち当年度予算繰越額 135,449)	
予算実績比率（単位：％）	100.0	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	103,553	海岸維持修繕工事にかかる設計業務委託等
使用料及び賃借料		
工事請負費	98,301	海岸維持修繕工事
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		

その他	6,900	事務費
合計	208,754	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		68,710
県		140,044
その他		
合計		208,754
KPI	緊急を要する海岸保全施設の修繕箇所数 【当該年度4月～3月】（単位：箇所）	
目標値（令和6年度）		10
実績値（令和6年度）		7
達成率（単位：%）		70.0

1 松江市土整備事務所

（1）朝酌川外河川砂防維持管理業務委託その1

個別事業概要	松江市美保関町北浦 北浦海岸の遊泳注意看板の設置
事業費（単位：千円）	395
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.10 河川管理事業

事業目的	河川の巡視や施設管理、不法係留船対策等の実施及び河川愛護活動の促進により、治水及び利水における河川の適正な維持管理を図ること	
所管課	河川課	
根拠法令等	河川法	
事業概要	河川の巡視・不法係留船対策、水門樋門の管理、ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援）	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		164,091
最終予算額		163,340
決算額		157,332
予算実績比率（単位：％）		96.3
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	6,298	水門・樋門管理電気代等
役務費		
委託料	64,118	水門・樋門にかかる点検費用等
使用料及び賃借料	122	
工事請負費		
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金	22,127	末次・上追子ポンプ場施設操作県負担金、ハートフルしまね交付金等
その他	64,667	河川巡視員等管理にかかる人件費等
合計	157,332	

事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）	
国	
県	63,623
その他	93,709
合計	157,332
KPI	ハートフルしまね（河川）活動実績延べ人数【当該年度4月～3月】（単位：人）
目標値（令和6年度）	23,000
実績値（令和6年度）	21,093
達成率（単位：%）	91.7

※上記の予算の中には、No.11 海岸管理事業の予算も含まれており、同事業はNo.10 河川管理事業と共に実施されている。

1 雲南県土整備事務所

（1）三刀屋川外 樋門点検整備業務

個別事業概要	雲南市内河川（三刀屋川）の樋門の点検にかかる業務
事業費（千円）	25,577
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 奥田川外 排水機場点検整備業務

個別事業概要	雲南市内河川（奥田川）の排水機場の点検にかかる業務
事業費（千円）	25,577
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 令和6年度河川浄化事業

個別事業概要	県管理河川の草刈り等について、島根県と雲南市・飯南町が共同して実施
事業費（千円）	16,950
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	協定による
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 河川等美化事業・草刈事業交付金

個別事業概要	河川等の愛護意識の向上及び県民との協働の推進を図るため、美化活動草刈り活動に要する経費の一部について交付金を交付する。
事業費(千円)	1,061
事業実施方法	交付金
補助金の交付対象	「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領による河川、海岸、港湾施設、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設の認定を受けた団体
補助金の要綱名	河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱
補助金の目的	河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設の愛護意識の向上及び県民との協働の推進を図るため

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

(ア) 河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、参加人数を確認できる資料の提出を交付の要件とすべきである(指摘7)

河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱によれば、本事業は、「ハートフルしまね」活動団体が①河川において草刈りを実施した際に、A) 一人活動時間当たり

250円（年間2回まで）及びB）材料費（上限15,000円）相当額の交付金を交付し、②河川において清掃等の美化活動を実施した際に材料費（上限15,000円）相当額の交付金を交付する事業である。

上記のとおり、①については、参加人数を基準として交付金が設定されるスキームとなっている。この点、交付金申請の際には参加人数を申請することとなっているが、人数に関する添付資料としては「活動中の写真（2枚程度）」が求められるのみで、正確な参加人数が把握できる疎明資料の添付は求められていない。

他方、雲南県土整備事務所においては、独自の工夫として、交付申請及び実績報告書の中に「参加者がわかる集合写真」の提出を事実上求める運用を行い、一定程度参加人数が把握できるような対処を行っている。

しかしながら、交付申請及び実績報告書を実査したところ、集合写真がないものや、人数と時間が添付資料と整合していないもの、集合写真と参加人数や日付が食い違うものが多数見受けられた。集合写真が添付されていない申請の中には、延べ参加人数が300人を超えるようなものもあった。担当者に確認したところ、参加人数の確認については、要綱上求められていないことに加え、厳密な確認が難しいとの認識であった。

たしかに、事業者と同じだけの草刈業務を委託すれば、本事業費では到底賄いきれないであろうことは推認されるし、本事業がボランティアの推進事業であって交付金額も低廉であるという性質を踏まえると、厳密な人数確認までは求めないという判断もありうるところである。

しかしながら、公金を支出するに当たって、参加人数を基準とする以上は、その人数を把握できる仕組みを備えていることは不可欠であると思われる。厳密に人数を把握できるだけの資料を求めることは難しいとは思われるが、参加人数の規模感が分かる集合写真や参加者・活動日時が一覧化されたリストなどであれば、それほど負担感なく準備が可能であるものと思料する。

よって、本事業に関しては、河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、参加人数を確認できる資料の提出を交付の要件とすべきである。

イ 意見

なし

No.11 海岸管理事業

事業目的	防護、利用上における海岸の適正管理の一環として、海岸の適正利用の推進を図る。	
所管課	河川課	
根拠法令等	海岸法	
事業概要	海岸の巡視、ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援）	
開始事業年度	-	
終了（予定）事業年度	-	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		
最終予算額		
決算額		
予算実績比率（単位：％）	-	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他		
合計		
事業費の財源（令和6年度決算額ベース。単位：千円）		
国		
県		
その他		
合計		

KPI	ハートフルしまね（海岸）活動実績延べ人数【当該年度4月～3月】（単位：人）
指標の目標値（令和6年度）	1,500
指標の実績値（令和6年度）	734
達成率（単位：％）	48.9

監査の結果及び意見等

本事業の予算執行は、河川管理事業から行われていたため、本事業としての個別の監査は実施しなかった。

No.12 ダム維持管理事業

事業目的	洪水被害や渇水被害から生命・財産を守る。	
所管課	河川課	
根拠法令等	河川法	
事業概要	ダム管理設備の保守点検及び老朽化に伴う更新	
開始事業年度	-	
終了（予定）事業年度	-	
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	1,845,101	
最終予算額	1,922,788	
決算額	1,834,347 （うち当年度予算繰越額 444,335）	
予算実績比率（単位：％）	95.4	
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	35,084	ダム管理に係る需用費
役務費		
委託料	580,290	ダム施設点検、ダム維持修繕工事に係る業務委託等
使用料及び賃借料	1,628	
工事請負費	630,952	ダム維持修繕工事
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金	766	
その他	141,292	ダム管理に係る人件費
合計	1,390,012	
事業費の財源（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
国	198,362	
県	738,529	
その他	453,121	

合計	1,390,012
KPI	ダム管理制御処理設備更新数【当該年度3月時点】（単位：箇所）
目標値（令和6年度）	3
実績値（令和6年度）	5
達成率（単位：％）	166.7

1 浜田河川総合開発事務所

（1）5ゼロ県 波積ダム流量観測業務委託

個別事業概要	波積ダムの流量観測
事業費（単位：千円）	3,448
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

（2）波積ダム 取水放流設備保守点検業務委託

個別事業概要	波積ダムの取水放流設備保守点検
事業費（単位：千円）	2,829
事業実施方法	業務委託

委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 5ゼロ県 波積ダム維持管理業務委託

個別事業概要	波積ダムの維持管理業務
事業費（単位：千円）	8,770
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 波積ダム 諸量処理設備等保守点検業務委託

個別事業概要	波積ダムの諸量処理設備等保守点検業
--------	-------------------

	務
事業費（単位：千円）	1,325
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び島根県会計規則運用通知第 66 条関係第 1 項（2）エ（その性質又は目的が競争入札に適しない）に該当</p> <p>諸量処理設備は、ダム管理において必要となる情報の収集入力、演算、表示・記録、放流設備の操作及び水防情報システムへの情報伝達等の処理を行う設備であり、テレメータ・放流警報設備は、ダム管理所と雨量局、水位局、警報局とのデータや設備状態を交信するための設備である。</p> <p>これらのシステムは製作会社の専門技術や独自技術が盛り込まれているため、プログラムの内容を熟知した者でなければ保守点検を行うことは不可能である。</p> <p>よって、当設備の製作会社のみが、唯一保守点検を行えるものである。</p>
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) 波積ダム建設事業 試験湛水データ解析業務委託

個別事業概要	完成した波積ダムの試験湛水データ解析を行う。
事業費（千円）	23,112
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(6) 波積ダム建設事業 試験湛水計測等業務委託

個別事業概要	波積ダムの試験湛水を行っている期間の計測・巡視を行う。
事業費（千円）	10,199

事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(7) 波積ダム建設事業 工事資料作成業務委託その2

個別事業概要	波積ダム本体打設開始から竣工までの工事資料等を収集・整理して工事誌の作成を行う。
事業費（千円）	21,566
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(8) 波積ダム建設事業 地下水観測業務委託

個別事業概要	波積ダムの地下水位の安定性を確認する。
事業費（千円）	1,460
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(9) 波積ダム 試験湛水用ゲート撤去等業務委託

個別事業概要	取水放流設備工事により設置した取水放流設備の試運転調整及び試験湛水用ゲートの撤去を行う。
事業費（千円）	9,548
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条関係第1項(2)エ(その性質又は目的が競争入札に適しない)に

	<p>該当</p> <p>本業務は、「波積ダム建設事業 取水放流設備工事」で、本契約の受託者が設置した取水放流設備の試運転調整及び試験湛水用ゲートの撤去を行うものである。</p> <p>設置済設備について現場にて動作確認を行いながら調整及び設定を行う必要があるところ、設置済設備の入力や動作確認には他社が介入できない仕様となっており、本契約の受託者が行わなければ設備保証を得ることもできない。</p> <p>以上のことから、本契約の受託者が、本業務を履行できる唯一の業者に限られ、競争性が存在しないものである。</p>
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(10) 矢原川ダム建設事業 ダムサイト地質解析業務委託 (その 10)

個別事業概要	矢原川ダムのダムサイト地質解析
事業費 (千円)	46,087

事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(11) 矢原川ダム建設事業 ダムサイト地質調査ボーリング業務委託（その
25)

個別事業概要	矢原川ダムのダムサイト地質調査ボーリング
事業費（千円）	54,070
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(12) 矢原川ダム建設事業 貯水池内斜面对策工実施設計業務委託（その2）

個別事業概要	矢原川ダムの貯水池内斜面对策工実施設計
事業費（千円）	52,430
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(13) 矢原川ダム建設事業 残土処理場用地調査業務委託

個別事業概要	矢原川ダムの残土処理場用地の地質調査
事業費（千円）	33,088

事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(14) 矢原川ダム建設事業 現場技術業務委託 その4

個別事業概要	矢原川ダムの現場の指揮監督
事業費（千円）	19,507
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.13 海岸保全事業（港湾）

事業目的	侵食や高潮被害を軽減させ、周辺住民の安全で快適な暮らしを確保する。	
所管課	港湾空港課	
根拠法令等	海岸法	
事業概要	浸食対策 ・三隅港海岸 離岸堤(潜堤)の整備促進 高潮対策 ・御波港海岸 突堤の整備促進	
開始事業年度	開始年度が最も早いもので平成5年度	
終了（予定）事業年度	終了年度が最も遅いもので令和11年度	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		120,750
最終予算額		126,105
決算額		126,105
予算実績比率（単位：％）		100.0
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		令和6年度事業は、令和7年度に繰り越して事業を実施中のため、事業費の確定ができないことから未記入
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他		
合計		
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		57,550
県		68,555
その他		

合計	126,105
KPI	港湾海岸における防護区域面積（令和2年度からの累計）【当該年度3月時点】 （単位：ha）
目標値（令和6年度）	1.3
実績値（令和6年度）	1.7
達成率（単位：%）	130.8

1 浜田港湾振興センター

（1）三隅港海岸 湊浦地区 防災・安全交付金 浸食対策事業 深淺測量業務

個別事業概要	浜田市三隅町湊浦地区内の深淺測量
事業費（単位：千円）	5,546
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

（2）三隅港海岸 湊浦地区 防災・安全交付金 浸食対策工事（補正）

個別事業概要	浜田市三隅町湊浦地先の浸食対策工事 工事延長 L=89.6m 基礎捨石工 V=3,139 m ³
--------	---

	被覆ブロック製作 N=300 個 被覆ブロック据付 N=374 個
事業費（単位：千円）	171,901
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 三隅港海岸 湊浦地区 防災・安全交付金 浸食対策工事（補正）

個別事業概要	浜田市三隅町湊浦地先の浸食対策工事 工事延長 L=85.5m 基礎捨石工 V=1,522 m ³ 被覆ブロック据付 N=298 個
事業費（単位：千円）	84,975
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.14 砂防事業

事業目的	土石流災害に対し、県民が安全に暮らせる環境を整備するため	
所管課	砂防課	
根拠法令等	砂防法	
事業概要	補助金、交付金等により砂防堰堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を行う。	
開始事業年度	不明	
終了（予定）事業年度	継続	
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		1,771,757
最終予算額		3,276,058
決算額		3,469,662
予算実績比率（単位：％）		106
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	935,664	測量、調査、設計
使用料及び賃借料		
工事請負費	2,343,020	
備品購入費		

負担金、補助金及び交付金		
その他	190,978	用地費、補償費、人件費
合計	3,469,662	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		1,234,583
県		2,235,079
その他		
合計		3,469,662
KPI	土石流危険溪流に対し、土石流災害防止対策を講じた箇所の保全される人口の累計（人）	
目標値（令和6年度）		19,856
実績値（令和6年度）		19,674
達成率（単位：％）		99.1
KPI	土砂災害警戒区域（土石流）内の24時間滞在型要配慮者利用施設及び地域の重要な避難所の保全率（％）	
目標値（令和6年度）		70
実績値（令和6年度）		72
達成率（単位：％）		102.9

1 雲南県土整備事務所

(1) 小僧谷下川 防安交付金（総流防砂防）工事 第3期（補正）

個別事業概要	雲南市大東町下久野の小僧谷川に砂防堰堤を設置して、土石流の対策を講じる。
事業費（千円）	36,441
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

（２）迫奥川 防安交付金（通常砂防）工事（補正）

個別事業概要	雲南市吉田町深野の迫奥川に砂防堰堤を設置して、土石流の対策を講じる。
事業費（千円）	52,827
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することが望ましい（意見 12）

上記事業については、計 4 回の変更契約が行われている。第 3 回の変更契約は、変更協議書が令和 7 年 1 月 23 日付であるところ、変更伺の起案及び変更契約の締結が同年 2 月 5 日となっている。この点、変更協議によって成立した合意時から時間を空けずに起案・決裁を経て変更契約締結を行わなければ、その間に合意内容の新たな変更等が生じる可能性があり、再度の変更協議の実施に伴って変更契約の締結が先延ばしになる事態が生じることも懸念される。

特に、上記事業では、令和 7 年 2 月 5 日の第 3 回の変更契約を締結してから 2 週間後である同月 19 日に、再度完成日を変更する変更契約が締結されていた。工期までの完了の目途が立たなくなり、やむを得ず変更せざるを得なかった等の事情は考えられるが、第 3 回変更契約が変更協議成立後に速やかに締結されていれば、2 週間の間に 2 回も変更契約を行うという問題も生じなかったと考えられる。

そこで、変更契約を行う際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁、そして契約締結を行っていただくことが望ましい。

(3) 中原谷川 事業間連携砂防等事業（総流防砂防）工事 第 4 期

個別事業概要	雲南市木次町西日登の中原谷川に砂防堰堤を設置して、土石流の対策を講じる。
事業費（千円）	65,468
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 三保市谷 事業間連携砂防等事業（通常砂防）工事 第2期

個別事業概要	飯石郡飯南町頓原の三保市谷に、コンクリート堰堤を設置して、土石流の対策を講じる。
事業費（千円）	35,610
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) 三保市谷 事業間連携砂防等事業（通常砂防）工事 第3期（補正）

個別事業概要	飯石郡飯南町頓原の三保市谷に、コンクリート堰堤を設置して、土石流の対
--------	------------------------------------

	策を講じる。
事業費（千円）	23,249
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

（６）三保市谷 事業間連携砂防等事業（通常砂防）工事（第４期）

個別事業概要	飯石郡飯南町頓原の三保市谷に、砂防堰堤を設置して、土石流の対策を講じる。
事業費（千円）	37,149
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(7) 砂防関係施設点検業務 (雲南県土管内)

個別事業概要	雲南県土管内の岩ヶ谷川外 10 河川 で、雲南県土職員による点検が困難な 砂防関係施設の調査及び点検を行う。
事業費 (千円)	2,926
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(8) 新市中奥尻 防安交付金 (通常砂防工事) 工損事前調査業務

個別事業概要	新市中奥尻砂防工事に先立って、建 物、工作物、地下水、水質等の調査を 行う。
事業費 (千円)	7,190
事業実施方法	業務委託契約

委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(9) 野萱 防犯交付金（総流防）工事 用地調査業務（補正）

個別事業概要	飯石郡飯南町野萱の工事に先立って、資料調査、境界確認、境界測量、面積計算、用地実測図原図等の作成等を行う。
事業費（千円）	22,332
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(10) 小僧谷奥 公共事前調査（砂防）業務

個別事業概要	雲南市大東町下久野の小僧谷奥の砂防ダムの概略設計、路線測量等を行う。
事業費（千円）	1,955
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(11) 小三谷川 事業間連携砂防等事業（通常砂防）工事 用地調査業務（補正）

個別事業概要	雲南市三刀屋町三刀屋の小三谷川の工事に先立って用地調査、立竹木調査・算定等を行う。
事業費（千円）	16,420
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(12) 妙見谷 B 防安交付金（総流防砂防） 修正設計業務（補正）

個別事業概要	妙見谷 B では、令和 2 年度に砂防堰堤の測量設計を行ったが、令和 3 年度の「鋼製砂防構造物設計便覧」の改訂により、修正設計を行う。
事業費（千円）	1,815
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利）に該当</p> <p>本契約の受託者は、令和 2 年度に砂防堰堤の測量設計を行ったが、令和 3 年度の「鋼製砂防構造物設計便覧」の改訂により、鋼製スリットが新基準不適合となり修正設計の必要が生じている。そこで、本契約の受託者は、現地に精通していることから準備期間、工期の短縮が見込まれ、他の業者が行うよりも委託費が安価となる。</p>

履行確認の有無	有
---------	---

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(13) 迫奥川 防安交付金（通常砂防）工事 修正設計業務（補正）

個別事業概要	「鋼製砂防構造物設計便覧」の改訂により修正設計の必要が生じたため、修正設計を行う。
事業費（千円）	2,371
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利）に該当</p> <p>本契約の受託者は、砂防堰堤の測量設計を行ったが、令和3年度の「鋼製砂防構造物設計便覧」の改訂により、鋼製スリットが新基準不適合となり修正設計の必要が生じている。そこで、本契約の受託者は、現地に精通していることから準備期間、工期の短縮が見込まれ、他の業者が行うよりも委託費が安価となる。</p>

履行確認の有無	有
---------	---

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(14) 三保谷事業間連携砂防等事業（通常砂防）のための物件取得

個別事業概要	三保谷事業間連携砂防等事業（通常砂防）のための物件取得を行う。
事業費（千円）	5
事業実施方法	売買契約
購入先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条関係第1項(2)エ（その性質又は目的が競争入札に適しない）に該当する。
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 起案・決裁を経て契約を締結する手続においては、日付の時間的前後関係

に注意して書面を作成することが望ましい（意見 13）

上記事業の起案では、「決裁の上は、土地等の権利者に土地調書及び物件調書を作成・交付し、当該土地等の権利者と用地交渉を行い、交渉が妥結したときは、契約を締結し、管轄登記所に登記の嘱託をしてよろしいか。」との伺い文がある。これは、決裁によって内部的意思決定が完了するのであるから、その決裁後に、物件調書を作成し、交付するという時間的前後関係が定められているものと考えられる。

しかし、上記事業の起案日は令和 6 年 8 月 20 日であり、決裁日は同月 26 日であるところ、物件調書の作成者（雲南県土整備事務所）の日付は同月 20 日となっており、決裁前である。したがって、前記起案時に想定された手続と本物件調書の作成時点には齟齬があるといえる。

手続の時間的前後関係は、契約締結に至るプロセスを担保するものであるので、日付についても細心の注意を払って作成することが望ましい。

2 県央県土整備事務所

（1）長田谷川 防安交付金（通常砂防）工事（補正）

個別事業概要	邑智郡美郷町都賀西の長田谷川の切土面の崩落防止のために吹付法砕工等を行う。
事業費（千円）	48,690
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 原の谷川 事業間連携砂防等事業 (通常砂防) 工事 (補正)

個別事業概要	邑智郡美郷町長藤の原の谷川の溪流保全工事を行う。
事業費 (千円)	88,302
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 間野川 事業間連携砂防等事業 (通常砂防) 工事

個別事業概要	邑智郡美郷町乙原の間野川の溪流保全工事を行う。
事業費 (千円)	40,668
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 市井原谷 B 防安交付金 (通常砂防) 工事 測量調査設計業務委託

個別事業概要	邑智郡美郷町港の市井原谷において、測量、砂防ダム詳細設計、流路工詳細設計等を行う。
事業費 (千円)	39,409
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) (主) 川本波多線 (多田～港工区) 総合交付金 (改築) 工事外 現場技術業務

個別事業概要	邑智郡美郷町乙原において、工事監督
--------	-------------------

	支援業務を行う。
事業費（千円）	19,346
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 変更契約書の題名は、元契約の契約名の変更契約書とすることが望ましい
(意見 14)

上記事業では、契約書の題名が「現場技術業務契約書」となっているところ、変更契約書は、題名が「土木設計業務等委託変更契約書」となっている。変更契約書にも「等」と記載されていることから「現場技術業務契約」を包含するもの
と考えることも可能ではあるが、そもそもの契約書の題名と異なる題名の契約書
を作成することは、契約内容の誤認や間違いを誘発する可能性も考えられるの
で、相当ではない。

したがって、契約書の題名に付した契約名の変更契約書を作成することが望ま
しい。

No.15 地すべり対策事業

事業目的	地すべり災害に対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。	
所管課	砂防課	
根拠法令等	地すべり等防止法	
事業概要	補助金、交付金等により集水井、法枠、杭、集水ボーリング等の地すべり防止施設の整備を行う。	
開始事業年度	昭和 33 年（法施行）	
終了（予定）事業年度		
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	612,260	
最終予算額	470,602	
決算額	719,699	
予算実績比率（単位：％）	152.9	
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	181,699	測量、調査、設計
使用料及び賃借料		
工事請負費	480,493	

備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	57,507	用地費、補償費、人件費
合計	719,699	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		179,039
県		540,660
その他		
合計		719,699
KPI	地すべり危険箇所に対し、地すべり災害防止対策を講じた箇所の保全される人口の累計【当該年度3月時点】（単位：人）	
目標値（令和6年度）		15,945
実績値（令和6年度）		15,858
達成率（単位：％）		99.5

1 浜田県土整備事務所

（1）高野地区 事業間連携砂防等（地すべり対策）工事（Fブロック）第1期（補正）

個別事業概要	浜田市熱田町における地すべり対策としてボーリング工事を行う。
事業費（千円）	8,871
事業実施方法	請負契約

請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 高野地区 事業間連携砂防等（地すべり対策）工事（Fブロック）第2期（補正）

個別事業概要	浜田市熱田町における地すべり対策として、ふとんかご、水路工、表層工等を行う。
事業費（千円）	18,309
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 高野地区 事業間連携砂防等（地すべり対策）工事（A-1ブロック）第1期

個別事業概要	浜田市長浜町における地すべり対策として、鉄筋挿入工事、連続繊維補強土工事、植生基材吹付工事等を行う。
事業費（千円）	51,579
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 高野地区 事業間連携砂防等（地すべり対策）工事（A-1ブロック）第2期

個別事業概要	浜田市長浜町における地すべり対策として、ボーリング工事を行う。
事業費（千円）	7,293
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) 高野地区 事業間連携砂防等事業（地すべり対策）測量調査解析業務（その4）（補正）

個別事業概要	浜田市長浜町における地すべり対策工事に先立って、路線測量、調査ボーリング、地下水位観測、地すべり機構解析等を行う。
事業費（千円）	34,647
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.16 急傾斜地崩壊対策事業

事業目的	がけ崩れ災害に対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。	
所管課	砂防課	
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	
事業概要	補助金、交付金等により擁壁、法枠等の急傾斜地法化防止施設の整備を行う。	
開始事業年度	昭和 44 年（法施行）	
終了（予定）事業年度		
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	1,300,474	
最終予算額	2,564,563	
決算額	2,122,063	
予算実績比率（単位：％）	82.7	
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	173,909	測量、調査、設計
使用料及び賃借料		
工事請負費	1,774,866	

備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	173,288	用地費、補償費、人件費
合計	2,122,063	
事業費の財源（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
国		690,653
県		1,234,152
その他		
合計		2,122,063
KPI	急傾斜地崩壊危険箇所に対し、がけ崩れ防止対策を講じた箇所の保全される人口の累計【当該年度 3 月時点】（単位：人）	
目標値（令和 6 年度）		36,517
実績値（令和 6 年度）		35,670
達成率（単位：％）		97.7
KPI	土砂災害警戒区域（急傾斜地）内の 24 時間滞在型要配慮者利用施設及び地域の重要な避難箇所の保全率【当該年度 3 月時点】（単位：％）	
目標値（令和 6 年度）		81
実績値（令和 6 年度）		79
達成率（単位：％）		97.5

1 松江市土整備事務所

(1) 一の谷地区 県単急傾斜地崩壊対策工事（現年災）

個別事業概要	松江市一の谷地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	20,104
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 平ノ上地区 防安交付金（急傾斜地崩壊対策）工事 第2期

個別事業概要	松江市東生馬町の平ノ上地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	42,711
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 平ノ上地区 防安交付金（急傾斜地崩壊対策）工事 第3期（補正）

個別事業概要	松江市東生馬町の平ノ地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	55,977
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 橋本地区 砂防メンテナンス（急傾斜地崩壊対策）工事（補正）

個別事業概要	松江市西川津町の橋本地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を
--------	------------------------------------

	整備する。
事業費（千円）	11,797
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

（５）万原地区 砂防メンテナンス（急傾斜地崩壊対策）工事（補正）

個別事業概要	松江市美保関町下宇部尾の万原地区の がけ崩れに対し、県民が安全に暮らせ る環境を整備する。
事業費（千円）	16,683
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(6) 田和 G 地区 砂防メンテナンス（急傾斜地崩壊対策）工事

個別事業概要	松江市上乃木 10 丁目の田和 G 地区の がけ崩れに対し、県民が安全に暮らせ る環境を整備する。
事業費（千円）	7,429
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、
変更契約を締結することが望ましい（意見 15。意見 12 と同旨）

上記事業では、第 2 回変更契約のための変更協議書が令和 6 年 6 月 5 日付け
で作成されているところ、変更伺の起案・決裁及び変更契約の締結は令和 6 年 7
月 3 日に行われている。

変更協議書の作成から、変更伺の起案・決裁、そして変更契約締結まで約 1 か
月を要した理由を担当者に確認したところ、変更協議後にも協議が成立した事項
について検討を行っていたため、変更伺の起案・決裁まで時間を要したとのこと
である。

しかし、変更協議によって合意が成立しているのであるから、その後速やかに

契約締結まで行うべきである。そうでなければ、変更協議後にも、追加の変更事由が発生した場合に、どの時点までの変更事由について合意内容であるのかが一見しただけでは不明瞭となる可能性がある。また、変更契約を行った後の近接した時期に再度変更協議を行い、変更契約を締結する手続を行うことも双方にとって事務処理上の負担がある。

以上のことからすれば、変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することが望ましい。

(7) 山居下地区 県単急傾斜地崩壊対策工事（現年災）

個別事業概要	松江市浜乃木2丁目の山居下地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	39,721
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(8) 高山地区 事業間連携砂防等事業（急傾斜地崩壊対策）工事 その1

個別事業概要	松江市美保関町千酌の高山地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環
--------	------------------------------------

	境を整備する。
事業費（千円）	32,529
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

（９）東奥谷地区 県単急傾斜地崩壊対策工事 第３期

個別事業概要	松江市東奥谷町の東奥谷地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	61,977
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 変更協議書の「契約上の工期」欄には、それぞれの欄に正確な日付を記載することが望ましい（意見 16）

上記事業の請負契約書では、契約年月日が「令和 6 年 8 月 22 日」、工期の着工が「令和 6 年 8 月 23 日」、完成が「令和 7 年 2 月 25 日」とされていた。他方、令和 7 年 2 月 10 日付け変更協議書では、「契約上の工期」の「契約年月日」欄に「令和 6 年 8 月 23 日」との記載があり、「着手年月日」欄に「令和 7 年 2 月 25 日」との記載があり、「完成年月日」欄には記載がない。なお、上記変更協議書では、履行期の変更に関する内容ではなかった。

この点、契約に関する日付は、契約成立年月日、履行期等の基準となる重要な要素である。また、変更契約においては、度々履行期の変更が行われることから、日付は重要な要素である。

したがって、変更契約の内容を決定する前提となる変更協議書においても、日付は重要な要素として扱うべきであり、変更協議書の「契約上の工期」欄には、それぞれの欄に正確な日付を記載することが望ましい。

(10) とねり地区 砂防メンテナンス（急傾斜地崩壊対策）工事（補正）

個別事業概要	松江市黒田町地内のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	17,760
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(11) 馬ノ背地区 砂防メンテナンス（急傾斜地崩壊対策）工事（補正）

個別事業概要	松江市上乃木5丁目の馬ノ背地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	15,539
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(12) 才浦地区 防災安全交付金（急傾斜地崩壊対策）工事 調査設計業務委託 その2

個別事業概要	才浦地区のがけ崩れに対し、県民が安
--------	-------------------

	全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	21,497
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(13) 秋鹿東地区 防安交付金（急傾斜地崩壊対策）工事 用地調査業務委託

個別事業概要	秋鹿東地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	4,153
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(14) 玉造西1地区 防災交付金（急傾斜地崩壊対策）工事 用地測量調査業務委託（その2）

個別事業概要	玉造西1地区のがけ崩れに対し、県民が安全に暮らせる環境を整備する。
事業費（千円）	7,162
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(15) 秋鹿東地区 防災安全交付金（急傾斜地崩壊対策）工事のための土地売買契約

個別事業概要	秋鹿東地区の急傾斜地崩壊対策工事のために必要となる土地所有者から対象土地を購入し、また物件移転料等の補償を行う。
事業費（千円）	12
事業実施方法	売買契約
購入先等の選定方法	随意契約

随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び島根県会計規則運用通知第 66 条関係第 1 項(2)エ（その性質又は目的が競争入札に適しない）に該当する。
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）起案・決裁を経て契約を締結する手続においては、日付の時間的前後関係に注意して書面を作成することが望ましい（意見 17。意見 13 と同旨）

上記事業の起案では、「決裁の上は、土地等の権利者に土地調書及び物件調書を作成・交付し、当該土地等の権利者と用地交渉を行い、交渉が妥結したときは、契約を締結し、管轄登記所に登記の嘱託をしてよろしいか」との伺い文がある。これは、決裁によって内部的意思決定が完了するのであるから、その決裁後に、土地調書、物件調書及び確認書を作成し、交付するという時間的前後関係が定められているものと考えられる。

しかし、上記事業の起案日は令和 6 年 12 月 24 日であり、決裁日は同月 25 日であるところ、土地調書及の作成者（松江県土整備事務所）及び土地所有者が作成した日付は同月 23 日となっており、決裁前である。また、土地所有者が確認書を作成した日付も、同月 23 日であり、決裁前である。したがって、前記起案時に想定された手続と本件各調書の作成時点には齟齬があるといえる。

手続の時間的前後関係は、契約締結に至るプロセスを担保するものであるので、日付についても細心の注意を払って作成することが望ましい。

No.17 建築物等地震対策事業

事業目的	建築物の所有者又は利用者に対して、既存建築物の耐震改修を促進し、県民の生命と財産を守ることを目的とする。	
所管課	建築住宅課	
根拠法令等		
事業概要	<p>能登半島地震における建物被害を踏まえ、耐震対策の一層の推進を図る。</p> <p>(1) 耐震に関する「出前講座」及び「地域学習会」について、その開催に関する県民への周知を強化</p> <p>(2) 耐震に関する県民向けパンフレットの作成（広く県民に配布する。）</p> <p>(3) 耐震化されていない公共建築物（災害時の拠点となる建築物）について、所有する市町村に対し、引き続き、当該耐震化に向けた指導を行う。</p>	
開始事業年度	平成 20 年度	
終了（予定）事業年度	予定なし	
事業実施主体	島根県、市町村	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		19,192
最終予算額		10,890
決算額		10,519
予算実績比率（単位：％）		96.6
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	3,410	事務委託
使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		

負担金、補助金及び交付金	7,109	補助金（間接補助）
その他		
合計	10,519	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		1,652
県		8,867
その他		
合計		10,519
KPI	公共建築物等の耐震化率【当該年度3月時点】（単位：%）	
目標値（令和6年度）		100.0
実績値（令和6年度）		97.5
達成率（単位：%）		97.5

1 建築住宅課

（1）地震被災建築物の「応急危険度判定士」講習会に関する事務委託

個別事業概要	講習会の実施
事業費（千円）	1,045
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	多くの建築士を対象とした講習会の実施等を円滑に行うことができ、かつ、一層の判定士の確保を推進できる団体は一者しかないため
履行確認の有無	有

(2) 令和6年度耐震診断及び改修の啓発業務委託事業

個別事業概要	「島根県建築物耐震改修促進計画」に基づき、県民の地震防災に関する理解や関心を高めることを目的とした講座の開催
事業費（千円）	1,100
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	住宅の耐震診断・耐震改修設計及び耐震改修工事に関して優れた知識を有し、県内全域を対象に対応できる者であり、各地域の住宅事情に精通していること、県内の建築士に対し、技術向上のための講習会等の開催に取り組んでいること、自治会や住民を対象として類似の勉強会等に取り組んだ実績があること、という点を満たす団体が一者しかいないため
履行確認の有無	有

(3) 島根県木造住宅耐震改修等事業

個別事業概要	木造住宅の耐震診断、耐震改修等
事業費（千円）	7,109
事業実施方法	間接補助
補助金の交付対象	各市町村
補助金の要綱名	島根県木造住宅耐震改修等事業費補助

	制度要綱
補助金の目的	大規模地震発生時に予想される木造住宅の倒壊の抑制を図るために、木造住宅の所有者等が実施する耐震診断及び耐震改修に対して補助金を交付する市町村等へ県が必要な助成を行い、「島根県建築物耐震改修促進計画」に定めた耐震化率の目標達成に寄与し、以って人命及び財産の保護と共に安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。
履行確認の有無	有

(4) 島根県耐震改修設計施工技術者登録及び島根県木造住宅耐震診断士登録に係る講習会に関する事務委託事業

個別事業概要	島根県知事が指定する設計施工技術者の登録のための講習会の開催
事業費（千円）	1,265
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県耐震改修設計施工技術者登録制度は、耐震改修の設計施工を行う技術者の技術力向上を目的としている。また、島根県木造住宅耐震診断士登録制度は、木造住宅耐震化促進に向けた耐震診断技術者の体制整備と県民への耐震診断技術者に関する情報の提供を行うことを目的に、建築士を対象に行っ

	<p>ている。これらの登録制度では、原則として木造住宅の耐震診断等に関する講習会を受講することを要件としており、これら建築士を対象とした講習の実施等の業務を円滑で確実に実施できるものは、各地域支部を有し各地域の実情を把握している一般社団法人島根県建築士会しかないため</p>
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.18 ブロック塀等の安全確保事業

事業目的	地震による既存ブロック塀の倒壊等による事故の防止	
所管課	建築住宅課	
根拠法令等		
事業概要	所有者等が実施する倒壊等の危険性がある既存ブロック塀等の撤去費に対して補助を行う市町村への補助	
開始事業年度	平成 31 年度	
終了（予定）事業年度	予定なし	
事業実施主体	市町村	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	3,168	
最終予算額	1,764	
決算額	1,219	
予算実績比率（単位：％）	69.1	
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）項目		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金	1,219	補助金（間接補助）
その他		
合計	1,219	
事業費の財源（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
国		
県	1,219	
その他		
合計	1,219	

KPI	危険性の高いブロック塀等の除却件数過 【当該年度4月～3月】（単位：件）
目標値（令和6年度）	40
実績値（令和6年度）	24
達成率（単位：％）	60.0

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

（ア）完了実績報告書について、実際に収受した日付を収受日とすべきである（指摘8）

令和6年度島根県ブロック塀等安全確保事業完了実績報告書において、建築住宅課の収受日付が完了実績報告書の提出が3月6日のところ、1月31日となっている。

収受日は実際に収受した日付である3月6日とすべきである。

イ 意見

なし

第3 個別事業2 防災・減災対策の推進に関する事業

No.19 常備消防体制整備事業

事業目的	県民の救急救命効果を向上させる。	
所管課	消防総務課	
根拠法令等		
事業概要	救急救命士の養成、消防と医療機関の連携強化など救急業務の高度化を図る。	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		14,533
最終予算額		14,255
決算額		12,799
予算実績比率（単位：％）		89.8
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）項目		
費目	金額	主な内容
需用費	147	起震車点検費用
役務費		
委託料	3,533	消防設備士講習会委託
使用料及び賃借料	2	
工事請負費		
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金	8,500	救急振興財団運営費負担金
その他	617	研修講師報償費ほか
合計	12,799	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		
県		9,266
その他		3,533

合計	12,799
KPI	救急救命士のうち気管挿管できる救急救命士の人数【当該年度4月時点】（単位：人）
目標値（令和6年度）	156
実績値（令和6年度）	155
達成率（単位：%）	99.4

1 令和6年度消防設備士講習委託

個別事業概要	消防法の規定に基づく消防設備士講習の実施
事業費（千円）	2,476
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	当協会は、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持管理の適正化の推進、消防用設備等に携わる者の資質向上、住宅火災の発生防止のための住宅用防火機器の普及促進、火災予防思想の高揚啓発等を行うことによって、火災による県民の生命、身体及び財産の被害の軽減を図り、もって社会福祉の推進に寄与することを目的として設立された法人であり、消防法第17条の10で定められている消防設備士講習が実施できる県内唯一の者である。
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

ア 受講者に対する効果測定後の再確認を適宜の方法で実施することが望ましい
(意見 18)

島根県消防設備士講習実施要領によれば、「効果測定の結果が一定の基準に達しない方は、再確認を実施いたします。」とされている。担当者に確認したところ、「一定の基準」について明確に定めたものはなく、結果が低い受講者には受託者が自習を促すようにしているにとどまるとのことであった。

	消火設備	警報設備	避難設備・消火器
受講者数	85	144	154
50点以下の者の数	9	2	7

実際に、令和6年度の受講者の効果測定状況を確認すると、上記のとおり、達成度が50%に満たない者が一定数存在しており、中には達成度が25%の受講者もいた。

本講習が消防法の規定に基づくものであることを踏まえると、達成度の低い受講者に対して自習を促すだけでは消防法の趣旨を十分に達成できない恐れがある。県として、目標とすべき一定の基準を明確にした上で、その目標の程度に達しなかった受講者に対しては、自習を促すにとどまらない積極的な再確認を行うことが望ましい。

2 令和6年度危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託

個別事業概要	消防法の規定に基づく危険物取扱者免状及び消防設備士免状の作成
事業費(千円)※	621

事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	同センターは、消防に関する各種資格及び資格に関する試験等について調査研究を行い、その成果を普及するとともに、資格試験等の実施、援助等を行い、もって消防に関する資格者の資質の向上並びに資格及び資格試験等の実施、援助等を行い、もって消防に関する資格者の資質の向上並びに資格及び資格試験その他消防に関する制度等の改善に寄与することを目的とした一般財団法人である。また、消防法に定める指定試験機関として、同法に基づく危険物取扱者及び消防設備士の資格試験業務を昭和 60 年から行っている。同センターは、試験業務と免状作成業務を全国統一で行っている唯一の機関であり、同センター以外に当該業務を行うことができる者はいないため。
履行確認の有無	有

※事業費は消防設備士免状作成等業務委託に関する部分のみの額である。

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

3 令和6年度島根県救急業務高度化推進事業交付金

個別事業概要	救急業務の高度化を推進するため、メディカルコントロール協議会に対して交付金を交付
事業費（千円）	2,000
事業実施方法	交付金

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

4 一般財団法人救急振興財団に対する令和6年度都道府県負担金

個別事業概要	一般財団法人救急振興財団に対して各都道府県が負担金を支出
事業費（千円）	6,500
事業実施方法	負担金

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

No.20 消防職員・消防団員活動強化事業

事業目的	消防活動における消防職員・消防団員の士気の高揚、技術の向上を図る。	
所管課	消防総務課	
根拠法令等	消防組織法第 29 条	
事業概要	消防大会や消防操法大会の開催、消防学校・消防大学校における教育訓練を実施する。	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		79,133
最終予算額		80,100
決算額		78,309
予算実績比率（単位：％）		97.8
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	13,603	消防学校維持管理経費
役務費		
委託料	3,401	消防団向け研修業務委託
使用料及び賃借料	617	消防学校維持管理経費
工事請負費		
備品購入費	1,007	消防学校教育備品等整備費
負担金、補助金及び交付金	46,125	島根県消防協会運営費補助金
その他	13,556	消防学校会計年度認容職員報酬他
合計	78,309	
事業費の財源（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
国		
県		76,624
その他		1,685

合計	78,309
KPI	消防職員の消防学校専科教育等の受講者数【当該年度4月～3月】
目標値（令和6年度）	100
実績値（令和6年度）	163
達成率（単位：％）	163
KPI	消防団員の消防学校幹部教育等の受講者数【当該年度4月～3月】
目標値（令和6年度）	100
実績値（令和6年度）	154
達成率（単位：％）	154

1 令和6年度島根県水難救済会事業費補助金

個別事業概要	島根県水難救済会が、島根県内における救難所の円滑な救難活動及び災害救助活動を推進するために実施する事業に要する経費に対して、補助金を交付する事業
事業費（千円）	316
事業実施方法	補助金
補助金の交付対象	島根県水難救済会
補助金の要綱名	島根県水難救済会事業費補助金交付要綱
補助金の目的	島根県水難救済会が、島根県内における救難所の円滑な救難活動及び災害救助活動を推進するために実施する事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

2 令和6年度消防団向け研修業務委託

個別事業概要	消防団の活動の活性化を図るため、様々な知見を取り入れた研修の実施と、消防団による取り組みの充実強化を支援し、地域防災力の向上を図るために行う研修及び消防団活動環境整備経費補助
事業費（千円）	2,140
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地域事情に精通する消防団関係者の協力を得た上で効果的な事業とする必要がある。本協会は事業目的や必要性を十分に理解していることに加え、県内19消防団及び消防機関で構成されており、連絡調整を円滑に行うことができる。また、消防団関係の研修全般について、蓄積されたノウハウを有する。本協会は島根県より他の消防団向け研修等の受託実績があり、これまでの成果や課題を活かした継続的な事業実施が期待できる。以上のことから、

	同協会に委託することが適当である。
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

3 消防団入団促進広報業務委託

個別事業概要	消防団のイメージアップによる消防団員の入団促進を図るため、地元新聞へ記事を掲載
事業費（千円）	1,100
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	県内地域を広くカバーするとともに、ターゲットである18歳以上の島根県民を読者層として持つ新聞を発行しており、取材から記事作成及び掲載までを一括して実施できるのは当該新聞社のみである。
履行確認の有無	有

4 ラジオ放送等業務委託

個別事業概要	消防団員募集にかかる広告業務
事業費（千円）	336
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	18～59歳の男女をターゲットに消防団員募集ラジオCMを作成して放送するとともに、消防団募集に関する動画をテレビ番組を活用して放送するところ、ラジオ局とテレビ局の両放送局を所有する県内唯一の放送局を選定した。
履行確認の有無	有

5 消防団応援の店広報用パンフレットの作成業務委託

個別事業概要	消防団員募集にかかる広告業務
事業費（千円）	385
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第66条の表第1号（工事・製造の請負で予定価格が250万円以下のもの）
履行認の有無	有

6 消防団員募集に係る SNS 広告の作成

個別事業概要	消防団員募集のための SNS 広告の作成業務
事業費（千円）	99
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号 （その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの）
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等（3～6 共通）

（1）指摘事項

なし

（2）意見

ア 広報・広告について効果測定を実施することが望ましい（意見 19）

3～6 は媒体こそ異なれど、消防団への入団者を増やすための周知・イメージアップのための広報・広告に関する事業である。

担当者に確認したところ、これらの広報について、効果の検証はなされていないとのことであった。しかしながら、広報の実施においては、実施して終わりではなく、実施後の検証とその内容の次回へのフィードバックが不可欠である。

無論、媒体ごとに検証のしやすさは異なると思われる。SNS 広告については、Facebook と Instagram での広告が展開されているところ、クリック数は女性 1,109 に対して男性 414 と半分以下となっており、これらのデータを踏まえて、企図したとおりの成果となっているかの検証が必要な状況と思われる。他方、新聞・ラジオ・チラシについては、入団者へのアンケート等により、それら広報が入団のきっかけとなったかなどの確認を行うことが有益と考えられる。

以上のとおり、広報・広告の実施後に適宜の効果測定をすることが望ましい。

7 島根県消防協会運営費補助金

個別事業概要	島根県消防協会の運営費に関する補助金交付
事業費（千円）	3,759
事業実施方法	補助金
補助金の交付対象	公益財団法人島根県消防協会
補助金の要綱名	島根県消防協会運営費補助金交付要綱
補助金の目的	消防団職員の福祉厚生、消防施設の改善、消防活動の強化等を図るとともに、消防思想を普及、徹底して社会の災厄を防止し、公共の福祉増進に寄与する。

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

8 産業廃棄物収集運搬及び処分業務

個別事業概要	島根県消防学校における産業廃棄物の収集運搬及び処分にかかる業務
事業費（千円）	161

	(なお、4つの契約を合算した金額を記載している。)
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	4契約いずれについても、島根県会計規則第66条の表第6号(その他の契約で予定価格が100万円以下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

9 令和6年度上半期島根県消防学校派遣職員経費負担金

個別事業概要	島根県消防学校派遣職員に関する協定書に基づき、派遣元の市・広域連合に対して経費負担金を支出する。
事業費(千円)	20,578
事業実施方法	負担金

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

10 令和6年度下半期島根県消防学校派遣職員経費負担金

個別事業概要	島根県消防学校派遣職員に関する協定書に基づき、派遣元の市・広域連合に対して経費負担金を支出する。
事業費（千円）	20,578
事業実施方法	負担金

監査の結果及び意見等

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

なし

No.21 航空消防防災活動事業

事業目的	救助・救援を必要とする県民等や航空機を用いた消防防災活動を必要とする市町村等を対象として、航空機を用いて、迅速で機動的かつ多様な消防防災活動を安全に行う。	
所管課	消防総務課	
根拠法令等	消防組織法第 30 条	
事業概要	複雑化多様化する災害時に迅速かつ的確に対応するため、消防防災機関と連携し、機動力に富んだ防災ヘリコプターを活用し、災害対策活動、火災消火活動、救急救助活動などを実施する。	
開始事業年度	-	
終了（予定）事業年度	未定	
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	656,723	
最終予算額	623,464	
決算額	602,568	
予算実績比率（単位：％）	96.6	
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	321,559	防災ヘリ耐空検査費
役務費		
委託料	236,946	防災ヘリ運航委託費
使用料及び賃借料	837	FAX、寝具リース料
工事請負費	4,257	格納庫 LED 照明装置取替
備品購入費	8,641	消防救急デジタル用携帯型無線機更新
負担金、補助金及び交付金	10,806	防災ヘリ運航調整交付金
その他	19,522	防災ヘリ保険料(役務費)

合計	602,568	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		
県		590,496
その他		12,072
合計		602,568
KPI	防災ヘリの運用におけるヒヤリハット事例の発生件数【当該年度4月～3月】 （単位：件）	
目標値（令和6年度）		0
実績値（令和6年度）		1
達成率（単位：％）		-

1 消防総務課

（1）島根県防災ヘリコプター運航管理等業務委託

個別事業概要	島根県防災ヘリコプターについては、平成6年2月の機体導入以降、運航及び整備、運航管理に関する業務を民間航空会社に委託し運航している。
事業費（単位：千円）	236,895
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 具体的な選定理由は下記のとおり 1. 当該会社は、島根県ヘリコプターの製造メーカーから、日本で唯一の「特定指定メンテナンスセンター」の

	<p>認定を受けており、専門の整備工場（航空局認定：航空機整備改造及び検査の認定工場）を所有し、メーカー直結の運航・整備会社として、運航、整備、部品販売、部品開発を一元的に行うなど、航空法第10条に定められ毎年実施すべき耐空検査についての的確に行うことが可能</p> <p>2. 派遣される操縦士、整備士、運航管理担当者は、同機種の操縦及び整備に熟練しており、日常実施する必要がある法定点検整備等（50時間・100時間・150時間点検等）について、ヘリを運航しながら、管理所の格納庫で確実に対応することが可能</p> <p>3. 防災ヘリは平成6年4月の運航開始以来、29年間継続して同社に委託し安全運航を継続しており、航空隊員と操縦士、整備士、運航管理担当者が共に培ってきた連携動作や、本県独自の救助活動におけるホイストの操作方法や散水バケツ操作により、4月以降も継続して救急活動をはじめ、救助、火災防御等の様々な厳しい活動を、安全、迅速、的確に運航することが可能</p> <p>4. 操縦士、整備士、運航管理担当者ともに島根運航班として専属で定住し勤務しており、本県の地形及び山陰（特に冬期）の厳しい気象状況に精</p>
--	--

	<p>通、慣熟するとともに、全国的にも例の少ない夜間急患運航について、県西部地域や隠岐諸島のヘリポートや地形、気象の状況を十分把握しており、安全な運航を実行することが可能</p> <p>5. 本県ドクターヘリについて、同社が防災ヘリと同型機種により運航受託（H26～H30、H31～R5）しているため、同社に防災ヘリを運航委託させ、ドクターヘリと一元管理・運用させることにより、操縦士の確保や育成、操縦技術や整備技術の熟度向上により、防災ヘリの安全度向上が可能</p>
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 令和6年度島根県防災ヘリコプター運航調整交付金

個別事業概要	防災航空隊長の人件費に相当する経費を交付対象とし、派遣元の消防本部（管理者）に交付金を交付する。
事業費（単位：千円）	9,564
事業実施方法	交付金

交付金の交付対象	県に防災航空隊長を派遣する市、消防一部事務組合及び広域連合
交付金の要綱名	島根県防災ヘリコプター運航調整交付金交付要綱
交付金の目的	「島根県防災ヘリコプター派遣職員に関する協定書」に基づき、県に防災航空隊長を派遣する市、消防一部事務組合及び広域連合の消防業務の円滑化に資すること

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.22 防災情報システム整備事業

事業目的	防災情報の的確な伝達体制の確立と共有化を図れるようシステムを整備し、災害の未然防止及び拡大防止を図る。	
所管課	消防総務課	
根拠法令等		
事業概要	県防災行政無線設備や防災情報を扱う各種システムの整備及び維持管理	
開始事業年度		
終了（予定）事業年度		
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	1,229,640	
最終予算額	993,865	
決算額	555,953	
明許繰越額	417,444	
予算実績比率（単位：％）	97.9	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	25,786	修繕費、中継局電気料金
役務費		
委託料	233,021	保守点検費

使用料及び賃借料	4,876	通信回線費、無線局定期点検手数料
工事請負費	266,722	耐震化工事、地域衛星通信ネットワーク更新
備品購入費	359	リモート監視用端末購入
負担金、補助金及び交付金	15,246	行政財産使用に係る負担金
その他	9,943	
合計	555,953	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース）		
国		
県		400,265
その他		155,688
合計		555,953
KPI	防災情報システムによる市町村への警報等の送信エラー件数【当該年度4月～3月】（単位：回）	
目標値（令和6年度）		0
実績値（令和6年度）		0
達成率		

1 消防総務課

(1) 防災行政無線ネットワーク光回線工事

個別事業概要	災害映像等の大容量通信を可能とする新たな専用の光回線を県庁～各合同庁舎、集合庁舎等へ敷設整備することにより、防災行政無線ネットワークの強靱化、冗長化などの機能強化を図る。
事業費（千円）	263,967
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 防災行政無線中継局他通信鉄塔耐震化工事（その3）

個別事業概要	「防災行政無線中継局他通信鉄塔耐震診断」及び「防災行政無線中継局他通信鉄塔耐震診断設計」の結果に基づき、必要と判断された通信鉄塔等の補強等の対策工事及び修繕工事を行う。
事業費（千円）	29,185

事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 防災行政無線高山中継局耐震補強工事

個別事業概要	「防災行政無線中継局他通信鉄塔耐震診断」及び「防災行政無線中継局他通信鉄塔耐震診断設計」の結果に基づき、必要と判断された建屋の耐震補強対策工事を行う。
事業費（千円）	59,621
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 防災行政無線六日市中継局耐震補強工事

個別事業概要	「防災行政無線中継局他通信鉄塔耐震診断」及び「防災行政無線中継局他通信鉄塔耐震診断設計」の結果に基づき、必要と判断された建屋の耐震補強対策工事を行う。
事業費（千円）	82,942
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) 防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新（端末局）工事

個別事業概要	県庁局と同様に第3世代地域衛星通信ネットワークへの対応のため衛星通信設備一式を更新する工事で、端末局（市町村、消防本部、県出先機関、国機関）の整備を行う。
事業費（千円）	800,140
事業実施方法	請負契約

請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(6) 防災行政無線ネットワーク防災交換機設備更新工事

個別事業概要	防災行政無線ネットワーク（衛星通信設備や多重無線設備、260MHz帯 TDMA 無線設備）を利用した電話やファクシミリ通信を行う防災交換機設備を更新する工事を行う。
事業費（千円）	276,755
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(7) ヘリコプターテレビ電送システム地上設備再整備工事

個別事業概要	大規模災害時等において迅速かつ的確な災害応急対応を実施するため、ヘリコプター搭載のカメラ装置や映像送信装置（機上設備）から被災場所等の映像や音声情報等をリアルタイムで島根県庁に電送するシステムを更新する工事を行う。
事業費（千円）	415,800
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(8) 防災行政無線ネットワーク IP ネットワーク再構築業務

個別事業概要	新たな光回線の構築や衛星設備更新に合わせて防災行政無線ネットワークの中核となるネットワーク機器（L3SW、ルータ）を更新し、冗長化及びネットワークの各種設を見直すことで、ネットワークのセキュリティー強化を図り、防災行政無線の運用管理
--------	--

	に万全を期する。
事業費（千円）	205,012
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.23 震災、風水害等災害対策事業

	災害発生時に県民の生命、身体及び財産を保護する。	
所管課	防災危機管理課	
根拠法令等	災害対策基本法	
事業概要	地域防災力の強化 迅速な応急対応 各種訓練の実施	
開始事業年度	-	
終了（予定）事業年度	-	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	107,625	
最終予算額	120,734	
決算額	100,718	
予算実績比率（単位：%）	83.4	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	61,353	印刷製本費、その他(防災備蓄物資)
役務費		
委託料	17,245	場外離着陸場適地測量調査設計業務等
使用料及び賃借料	1,545	防災会議開催に係る会場使用料
工事請負費		
備品購入費	6,699	無人航空機(ドローン)等の調達
負担金、補助金及び交付金	3,423	島根県被災者生活再建支援補助金等
その他	10,453	電話利用料金、旅費等
合計	100,718	

事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）	
国	
県	91,973
その他	8,745
合計	100,718
KPI	自主防災組織活動カバー率【翌年度4月時点】（単位：%）
目標値（令和6年度）	100
実績値（令和6年度）	78.9
達成率（単位：%）	78.9
KPI	防災士資格者数【当該年度3月時点】（単位：人）
目標値（令和6年度）	1,400
実績値（令和6年度）	1,593
達成率（単位：%）	113.8

1 防災危機管理課

（1）場外離着陸場適地測量調査設計業務

個別事業概要	場外離着陸場適地測量調査設計
事業費（単位：千円）	9,963
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(2) 島根県総合防災訓練（図上訓練）運営支援業務

個別事業概要	島根県総合防災訓練（図上訓練）において、防災部職員の災害対応の評価・検証を行う。
事業費（単位：千円）	990
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号（その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの）
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 島根県被災者生活再建支援補助金

個別事業概要	島根県被災者生活再建支援補助金の交付
事業費（単位：千円）	3,423

事業実施方法	補助金
補助金の交付対象	市町村
補助金の要綱名	島根県被災者生活再建支援補助金交付要綱
補助金の目的	自然災害により住宅の全壊等生活基盤に被害を受けながら、その自然災害の規模又は住家の被害程度が被災者生活再建支援法で定める対象に該当しないため、被災者生活再建支援法による支援を受けられない者等に対し、その生活の再建を支援する。

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 経年劣化による備蓄物資（簡易トイレ）の廃棄

個別事業概要	経年劣化により使用不可の備蓄物資（簡易トイレ）の廃棄処分を行う。
事業費（単位：千円）	33
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県県会計規則第66条の表第6号（その他の契約で予定価格が100万円

	以下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) 無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務

個別事業概要	無人航空機操縦者技能証明取得講習会とドローン操縦スキルアップ研修会を行う。
事業費（単位：千円）	2,563
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(6) 不要となった防災訓練用資機材の廃棄

個別事業概要	不要となった防災訓練用資機材（プラカード）の廃棄処分を行う。
事業費（単位：千円）	3
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号（その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの）
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(7) 島根県総合防災訓練車両設置業務

個別事業概要	島根県総合防災訓練において行う救出救助訓練で使用する車両の設置・撤去する。
事業費（単位：千円）	66
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号(そ

	の他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(8) 島根県総合防災訓練仮設建物設置業務 (匹見中央公園)

個別事業概要	島根県総合防災訓練において救出救助訓練で使用する仮設建物を設置し、訓練終了後に解体及び撤去する。
事業費 (単位: 千円)	682
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号(その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(9) 島根県総合防災訓練仮設建物設置業務 (元益田工業高校)

個別事業概要	島根県総合防災訓練において救出救助訓練で使用する仮設建物を設置し、訓練終了後に解体及び撤去をする。
事業費 (単位: 千円)	990
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号(その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(10) 島根県総合防災訓練会場警備業務

個別事業概要	島根県総合防災訓練における会場の警備をする。
事業費 (単位: 千円)	143

事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号 (その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(11) 島根県総合防災訓練司会業務

個別事業概要	島根県総合防災訓練において、来場者へ訓練の様子を参観いただくため、メイン会場である県立万葉公園に進行役の司会者を配置し、司会者への謝金及び費用弁償を負担する。
事業費 (単位: 千円)	66
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号(その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの)

履行確認の有無	有
---------	---

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(12) 島根県総合防災訓練映像伝送配信業務

個別事業概要	島根県総合防災訓練において、各訓練会場で行なわれる訓練の撮影及び映像伝送を行い、また訓練メイン会場（県立万葉公園）における映像配信をする。
事業費（単位：千円）	990
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号（その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの）
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(13) 島根県総合防災訓練映像撮影配信業務

個別事業概要	島根県総合防災訓練において、各訓練会場で行なわれる訓練の撮影及び訓練メイン会場（県立万葉公園）における映像配信をする。
事業費（単位：千円）	528
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号(その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(14) 万葉公園 総合防災訓練用仮設ネットワーク接続業務

個別事業概要	島根県総合防災訓練において、メイン会場である県立万葉公園で映像配信を行
--------	-------------------------------------

	うための仮設ネットワーク接続をする。
事業費（単位：千円）	11
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号(その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(15) 島根県総合防災訓練貸切バス輸送業務委託

個別事業概要	島根県総合防災訓練において、メイン会場（県立万葉公園）内でのシャトルバス運行及び知事視察バス運行をする。
事業費（単位：千円）	71
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条の表第 6 号(その他の契約で予定価格が 100 万円以

	下のもの)
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(16) 島根県総合防災訓練会場設営等業務委託

個別事業概要	島根県総合防災訓練において、会場設営等業務をする。
事業費（単位：千円）	3,278
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

2 備蓄倉庫現地調査

島根県広域防災拠点の備蓄倉庫の現地調査を実施した。

概要説明を受けるとともに、備蓄倉庫の保管リストを見ながらテストカウントを実施した。

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

(ア) 防災備蓄物資について入出庫があった際には、速やかな個表への入力と併せて実地棚卸を行うべきである（指摘 9）

防災備蓄倉庫において、「防災備蓄物資保管数量」という表により倉庫に存する備蓄物資の数量が管理されている。実際に備蓄倉庫の現地調査を行った際に防災備蓄物資保管数量には 0 台となっていた「簡易トイレ（交付金）」が現地に 40 台存在した。

当該理由について確認したところ、防災備蓄物資保管数量は個表で入庫処理、出庫処理をすることで増減するが、個表において入庫 40 台の処理がされていなかったため、0 台の記載となったとのことであった。

この点に関し、物資・物品の管理において、物資等の数量増減の発生とその台帳への反映の間に一定のタイムラグが生じることは、一般論としては一定の範囲内で許容されうることと言える。しかし、こと防災備蓄物資の管理においては、タイムラグが極力生じない様できる限り迅速に、かつ正確な数量の管理がなされる必要性が高いと言える。それは、災害がいつ発生するかわからない以上、正確な物品数量の管理がなされていなければ、いざ災害が発生した時に、計画に従って必要な物資を必要な場所へ迅速に届けることができず、災害対応が遅れる事態を招きかねないからである。

このような事態の発生を避けるためには、物資等の入出庫が発生した際には可及的速やかに個表への反映がなされることと、実地棚卸等により防災備蓄物資保管数量と実際の備蓄物の数量を照合することが肝要である。

よって、防災備蓄物資について入出庫があった際には、速やかな個表への入力を行い、併せて防災備蓄物資保管数量と実際数量の一致を確かめるべきである。

イ 意見

(ア) 消費期限の迫った防災備蓄食品の処理については、合理的なルールの下で取り扱い、適宜の広報を行うことが望ましい（意見 20）

近年、フードロス問題は社会的関心が高い問題である。消費期限の迫った防災備蓄食品についても、安易に廃棄すべきではなく、合理的なルールの下で取り扱われる必要がある。

この点、現在は、消費期限の半年前を目途に社協、市町村、消防機関等に声掛けし、無償で譲渡しているとのことであったが、譲渡に関する明確なルールは定められていないとのことであった。引き続きフードロスが出ないようにするためには、声掛けする団体を増やししながら、無償譲渡に関する明確なルールを定めた上でより合理的な仕組みづくりを検討することが望ましい。

また、国は、災害用備蓄食品ポータルサイトを開設し、フードバンク団体等への提供に取り組んでおり、東京都では、防災備蓄食品の有効利用についてホームページでその取り組みを公表している。島根県もホームページ等で防災備蓄食品の無償譲渡の取り組みについて公表し、広く県民の知るところとなることが望ましいと思われる。

(イ) 地域間で物資備蓄の偏りが出ないようにすることが望ましい（意見 21）

備蓄物資の一覧表を確認した時点において、液体ミルク等の乳児用品については、松江には備蓄があるが浜田には備蓄がない状況であった。

地域間で物資備蓄に偏りが生じないようにすることが望ましい。

No.24 災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業

事業目的	<p>県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際に福祉的支援の配慮が必要な県民に対して、緊急的な支援が適切に行えるよう、県をはじめとする関係機関・団体等の広域的な福祉支援ネットワークの構築及び連携を図る。</p>
所管課	地域福祉課
根拠法令等	<p>「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）</p>
事業概要	<p>災害発生時に避難所等へ福祉的支援活動を行う福祉専門職を派遣するための、関係機関・団体によるネットワーク本部を置き、その運営、救援体制の整備を行う島根県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に対して補助する。</p> <p>県社協の令和6年度事業として、①基本事業（しまね災害福祉支援ネットワーク会議の開催、災害派遣福祉専門職訓練研修（DWAT登録研修含む。）の実施）、②連携体制充実事業（継続研修。チームリーダー養成研修の充実強化、活動資器材の整備・拡充、島根県総合防災訓練への参画、企画調整会議の開催、全国セミナー・研修への事務局職員及び先遣隊リーダー派遣）、③災害対応力向上事業（災害福祉支援コーディネーターの配置）がある。</p>

開始事業年度	平成 26 年度	
終了（予定）事業年度		
事業実施主体	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	5,500	
最終予算額	5,500	
決算額	5,500	
予算実績比率（単位：％）	100.0	
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金	5,500	県社協への補助
その他		
合計	5,500	
事業費の財源（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
国	5,500	

県	
その他	
合計	5,500
KPI	災害派遣チーム（DWAT）の登録者数 【当該年度3月時点】（単位：人）
目標値（令和6年度）	370
実績値（令和6年度）	414
達成率（単位：%）	111.9

1 地域福祉課

（1）令和6年度災害福祉支援ネットワーク体制推進事業費補助金

個別事業概要	災害発生時に避難所等へ福祉的支援活動を行う福祉専門職を派遣するための、関係機関・団体によるネットワーク本部を置き、その運営、救援体制の整備を行う県社協に対して補助する。
事業費（千円）	5,500
事業実施方法	間接補助
補助金の交付対象	県社協
補助金の要綱名	災害福祉支援ネットワーク体制推進事業費補助金交付要綱
補助金の目的	県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）の

	別添「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を踏まえ、行政福祉関係団体、保険医療関係団体等による官民協働の災害福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることを目的とする。
--	--

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア)適切な事業計画の立案と実施がなされることが望ましい(意見 22)

令和 6 年度災害福祉支援ネットワーク体制推進事業費補助金事業においては、当初の事業計画において、「しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議の開催」として年 2 回程度、また、「災害派遣福祉専門職訓練研修の実施」を登録研修 2 回、継続研修 1 回、チームリーダー養成研修を 1 回開催すること、そして、「研修・訓練等」の実施予定回数は 4 回、参加予定者数は 160 名とされていた。

しかし、「しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議の開催」は年 1 回、「災害派遣福祉専門職訓練研修」は県内 2 か所で実施し、継続研修 1 回、チームリーダー養成研修を 1 回実施し、合計参加者数は 55 名であった。

したがって、研修訓練等の実施回数に対する参加人数が、当初計画の約 34%にとどまっていることになり、当初計画が十分に達成されているものとは言い難い状況となっている。

県としては、県社協と上記の問題点を共有した上で、今後は適切な事業計画の立案と実施がなされることが望ましい。

(2) 災害ケースマネジメント普及啓発事業

個別事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 検討委員会による普及方策等の検討・ 市町村及び市町村社協等へのアンケートヒアリング等による課題整理・ 災害 CM の重要性理解と書く市町村域での体制整備を推進するための研修実施
事業費（千円）	924
事業実施方法	間接補助
補助金の交付対象	県社協
補助金の要綱名	社会福祉事業助成費補助金交付要綱
補助金の目的	民間社会福祉活動の育成、援助等を行い、もって社会福祉の向上に資することを目的とする。

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

No.25 風水害震災時の医療体制整備

事業目的	災害発生時に住民の生命への被害を最小限に抑えるため、迅速かつ的確な医療救護が行えるよう体制整備と連携強化を図る。	
所管課	医療政策課	
根拠法令等	災害対策基本法	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から緊密な連携体制を構築することを目的とした災害関係機関連絡会議の設置 ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の組織体制の整備 ・ 救急部門に関わる医師の活動を支援し、災害医療体制の維持充実を図るための災害・救急医療総合確保対策 	
開始事業年度	平成 18 年度	
終了（予定）事業年度	未定	
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		16,313
最終予算額		13,412
決算額		11,568
予算実績比率（単位：％）		86.3
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	37	消耗品費、印刷費等
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料	5,421	広域災害救急医療情報システム使用料
工事請負費		
備品購入費		

負担金、補助金及び交付金	3,421	防災訓練等参加支援事業、災害・救急医療総合確保対策事業
その他	2,689	衛星電話通信料等
合計	11,568	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		1,803
県		9,765
その他		
合計		11,568
KPI	災害派遣医療チーム（DMAT）の整備数 【当該年度3月時点】（単位：チーム）	
目標値（令和6年度）		22
実績値（令和6年度）		21
達成率（単位：%）		95.5

1 医療政策課

（1）災害時体制整備事業

個別事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催等の経費 ・ DMAT 活動にかかる保険料 ・ 訓練開催経費、研修参加旅費等
事業費（千円）	377
事業実施方法	業務委託契約等
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第66条表第6号による
履行確認の有無	有

(2) 防災訓練等参加支援事業

個別事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震時医療活動訓練（政府訓練）参加経費の補助 ・同訓練にドクターヘリが参加するための委託料
事業費（千円）	1,803
事業実施方法	間接補助
補助金の交付対象	各補助事業者
補助金の要綱名	島根県防災訓練等参加事業補助金交付要綱
補助金の目的	防災訓練に参加する際の事業費を補助することを目的とする。

(3) 災害時情報通信体制整備事業

個別事業概要	・衛星電話の利用料
事業費（千円）	1,688
事業実施方法	電話利用契約
サービス提供先の選定方法	随意契約
随意契約理由	島根県会計規則第66条表第6号による
履行確認の有無	有

(4) 広域災害救急医療情報システム事業

個別事業概要	・広域災害救急医療情報システム
--------	-----------------

	(EMIS) 利用料
事業費 (千円)	5,296
事業実施方法	システム利用契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」</p> <p>島根県会計規則運用通知第 66 条関係 1 の (2) のエ「契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき」に下記の理由から該当</p> <p>災害時の病院被災情報を収集、発信するシステムである広域災害救急医療情報システムは、当該会社が国からの委託を受けて開発しており、接続できる業者は当該会社のみであるため</p>
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

(ア) 災害時体制整備事業について、起案用紙上の起案日付を実際の起案日とすべきである (指摘 10)

災害派遣医療チーム要員 (DMAT 隊員及び医療救護班員) の傷害保険契約 (確定精算) ※につき起案した起案用紙上の起案日付が訂正となり、令和 6 年 3 月 31 日となっていた。この件につき、確認したところ実際の起案日は令和 6 年 4 月 19 日であったが、令和 6 年 3 月 31 日までの日付でないと令和 5 年度として処理されないために日付を訂正したとのことであった。

起案用紙上の起案日付を実際の起案日とすべきであるし、令和 5 年度として処

理するならば令和6年3月31日までに起案すべきである。

※県が要請したDMAT及び医療救護班が派遣された際の負傷等に対応するため加入している国内旅行傷害保険の令和5年度保険料が令和5年度中予想派遣人員15名のところ実際の派遣人員が60名に確定したことにより予定保険料78,330円から確定保険料355,536円となり、差額277,206円を支払うこととなった。なお、保険会社からの確定保険料は3月31日に通知されている。

イ 意見

なし

No.26 水防法関係業務

事業目的	河川流域や海岸沿岸域の居住者及び一般県民の生命・財産を水災害から守る。	
所管課	河川課	
根拠法令等	水防法	
事業概要	水防情報システムの開発及び運用保守、洪水浸水想定区域図作成、雨量計・水位計・河川監視カメラの設置及び運用保守等	
開始事業年度	毎年継続的に実施	
終了（予定）事業年度	同上	
事業実施主体	島根県	
令和6年度事業費（単位：千円）		
当初予算額	261,366	
最終予算額	284,809	
決算額	281,465 （うち当年度予算繰越額 74,172）	
予算実績比率（単位：％）	98.8	
事業費の内訳（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費	4,059	水位局電気代等
役務費		
委託料	148,516	水防情報システム開発・保守点検経費
使用料及び賃借料	133	地代等
工事請負費	41,064	水防関連設備更新工事等
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	13,521	水位局回線使用料等
合計	207,293	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国	49,637	

県	153,754
その他	3,902
合計	207,293
KPI	想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づいたハザードマップ作成済み市町数【当該年度3月時点】（単位：市町）
目標値（令和6年度）	14
実績値（令和6年度）	14
達成率（単位：％）	100.0

1 中川外 公共事前再評価資料作成業務委託

個別事業概要	松江市内河川（中川）の公共事業再評価にかかる資料作成業務
事業費（千円）	12,721 （うち水防法関係事業としての予算執行額 8,108）
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	指名競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見 23。意見 5 と同旨）

変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなってい

る。

この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。

変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。

2 河川情報基盤事業島根県水防情報システム雨量計更新工事

個別事業概要	島根県管内一円の水防情報システム雨量計の更新工事
事業費（千円）	10,615
事業実施方法	請負契約
委託先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見 24。意見 5 と同旨）

変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。

この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。

変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。

3 島根県水防情報システム（第四期）開発及び保守点検業務委託

個別事業概要	島根県水防情報システム（第四期）開発及び保守点検にかかる業務
事業費（千円）	486,591
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	契約が令和5年度に締結され、多年度にわたって履行されることとなっていることを踏まえ、監査の対象外
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見25。意見5と同旨）

変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立

の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。

この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。

変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。

（イ）変更契約書の締結は業務完了前に行うことが望ましい（意見 26）

本件に関する業務完了届は、令和 7 年 3 月 25 日に受託者から提出されているところ、第 2 回変更契約書の締結はその翌日である令和 7 年 3 月 26 日となっている。

変更契約の締結を業務完了後に行うことは、当事者双方にとって紛争になったときの挙証リスクを高めることになり、極力避けるべきである。しかも、本件では、元々 3 月 12 日時点で決裁起案が行われ、処理期限が 3 月 21 日に設定されていたのであるから、時間的な余裕はあったと思われる。

したがって、変更契約書の締結は業務完了前に行うことが望ましい。

4 島根県水防情報システム観測機器等保守点検業務委託

個別事業概要	島根県水防情報システム観測機器等保守点検にかかる業務
事業費（千円）	39,969
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	一般競争入札

履行確認の有無	有
---------	---

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見 27。意見 5 と同旨）

変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。

この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。

変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。

5 新内藤川外 4 河川総合流域防災事業河川監視カメラ設置工事（11 月補正）

個別事業概要	出雲市内河川（新内藤川等）の河川監視カメラの設置にかかる工事
事業費（千円）	30,449
事業実施方法	請負契約

請負先の選定方法	簡易型一般競争入札
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見 28。意見 5 と同旨）

変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。

この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。

変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。

No.27 土砂災害警戒避難支援事業

事業目的	土砂災害に関する情報の提供により住民の避難や市町村の警戒避難体制を支援し、土砂災害から住民の生命を守る。	
所管課	砂防課	
根拠法令等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
事業概要	防災学習会の開催や、土砂災害与警報システムによる土砂災害危険度や避難所情報等の防災情報を提供する。	
開始事業年度	平成 13 年法施行	
終了（予定）事業年度		
事業実施主体	島根県	
令和 6 年度事業費（単位：千円）		
当初予算額		15,750
最終予算額		2,100
決算額		143,327
予算実績比率（単位：％）		6,825.1
事業費の内訳（令和 6 年度決算額ベース、単位：千円）		
費目	金額	主な内容
需用費		
役務費		
委託料	136,598	システム開発、運用保守

使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
負担金、補助金及び交付金		
その他	6,729	人件費
合計	143,327	
事業費の財源（令和6年度決算額ベース、単位：千円）		
国		68,299
県		75,028
その他		
合計		143,327
KPI	土砂災害防止学習会・研修会の受講・参加者数【当該年度4月～3月】（単位：人）	
目標値（令和6年度）		2,200
実績値（令和6年度）		1,855
達成率（単位：%）		84.3

1 砂防課

（1）急傾斜地崩壊危険区域の管理事務費（チラシ作成）

個別事業概要	土砂災害防止のための広報を行うため、チラシ作成を行う。ただし、事業費は、農林水産部と折半をしており、事業費にあげた金額は、折半後を記載
--------	---

	した。
事業費（千円）	788
事業実施方法	請負契約
請負先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び島根県会計規則第66条の表第1号（工事・製造の請負で予定価格が250万円以下のもの）に該当する。
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

（ア）土砂災害啓発チラシのレイアウトを再考することが望ましい（意見29）

土砂災害啓発チラシには、QRコードが記載され、住民にとって必要な情報へのアクセスを容易にするレイアウトが採用されている。

しかし、記載されている各QRコードのスペースが狭く、利用者が得たい情報のQRコードではないQRコードを読み込んでしまう事態が発生しやすい状態となっていた。

今後は、利用者が容易に必要な情報へアクセスすることができるように、レイアウトを再考することが望ましい。

（2）急傾斜地崩壊危険区域の管理事務費（チラシ配布）

個別事業概要	土砂災害防止のための広報を行うた
--------	------------------

	め、広報チラシを、松江市内においては新聞折込によって配布する。なお、費用は農林水産部と折半であるため、事業費は折半後の金額を記載した。
事業費（千円）	134
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び島根県会計規則第66条の表第6号（その他の契約で予定価格が100万円以下のもの）に該当する。
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(3) 急傾斜地崩壊危険区域の管理事務費（チラシ配布）

個別事業概要	土砂災害防止のための広報を行うため、広報チラシ配布を浜田市へ依頼する。なお、費用は農林水産部と折半であるため、事業費は折半後の金額を記載した。
事業費（千円）	119

事業実施方法	その他の契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び島根県会計規則第 66 条の表第 6 号（その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの）に該当する。
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(4) 急傾斜地崩壊危険区域の管理事務費（ラジオ放送）

個別事業概要	県民に対して、台風シーズンの土砂災害防止の呼びかけをラジオ放送により行う。
事業費（千円）	77
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び島根県会計規則第 66 条の表第 6 号（その他の契約で予定価格が 100 万円以下のもの）に該当する。

履行確認の有無	有
---------	---

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

なし

(5) 島根県土砂災害予警報システム（第三期）開発及び運用保守業務

個別事業概要	県民に対して土砂災害与警報システムによる土砂災害危険度や避難所情報等の防災情報を提供することにより土砂災害から県民の生命を守るための、システム開発及び運用保守を行う。
事業費（千円）	162,998
事業実施方法	業務委託契約
委託先の選定方法	随意契約
随意契約理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に基づく 本事業について、提案競技を行った結果、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、契約予定者が特定されているため
履行確認の有無	有

監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

なし

イ 意見

(ア) 見積書の内訳において、物品の単価がわかる資料の提出を求めることが望ましい（意見 30）

本事業では、予定価格決定時の見積書（令和 5 年 9 月 25 日付け）が提出されているが、その内訳の中に「機器費」として「82,000,000」円が計上され、「備考」欄には、「ハード・ソフトウェア含む」との記載がある。

機器費であるから、市場価格が形成されている物品であると思われるので、機器費の計上額が適正かどうかを判断するために、物品の単価がわかる資料の提出を求めることが望ましい。

なお、契約者から納入機器一覧表が提出されているが、それぞれの機器の単価が記載されていないので、記載されたものの提出を求めることが望ましい。

(イ) 契約書と変更契約書の題名は、元契約の契約名の変更契約書とすることが望ましい（意見 31）

本事業においては、変更契約が行われているところ、変更契約書の題名は、「土木設計業務等委託変更契約書」となっている。

確かに、「等」と記載があることから、土木設計業務委託契約に限られるものではない。

しかし、元々の契約が業務委託契約であり、元契約との同一性が明確にわかるよう、「委託契約の変更契約書」等の題名の変更契約書を作成することが望ましい。

(ウ) 契約（変更契約を含む。）を締結するに当たっては、支払金額、支払内容、支払方法等について、予算との適合性を十分に検討した上で、契約内容を作成することが望ましい（意見 32）

本事業においては、令和7年3月11日付けで令和6年度の開発業務委託料の額を15,048,000円増額する変更契約について決裁が行われ、令和7年3月11日付で変更契約書を取り交わしているが、その契約書の内容は、開発業務委託料の増額及び各年度の委託料の内訳の変更である。変更された委託料の内訳については、令和5年度を0円、令和6年度に増額変更された委託料全額を支払うものである。

しかし、本事業の業務委託契約は、令和6年3月27日に締結され、同日に元契約の委託料について債務負担行為がなされ、同月31日に令和6年度へ繰越が行われ、翌4月1日には、令和6年度に支出負担行為の処理が行われている。

この点について、出納局から指示を受けて、変更契約書の委託料の内訳を「令和5年度 金121,550,000円（うち消費税および地方消費税の額11,050,000円）」、「令和6年度 金15,048,000円（うち消費税および地方消費税の額1,368,000円）」と加筆訂正されている。

このように、本事業の変更契約は、記載誤りがあったものの、出納局の指示を受けて、記載誤りが訂正されるに至っているが、出納局が「今後契約の作成に当たっては、十分検討され、適切な処理を行うようにしてください」との正当な提言をしている。

以上を踏まえると、今後契約（変更契約を含む。）を締結するに当たっては、契約内容について、予算との適合性を十分に検討した上で、契約書を作成することが望ましい。

第4章 監査を終えて（謝辞）

本監査は、島根県防災部消防総務課及び防災危機管理課並びに健康福祉部地域福祉課及び医療政策課並びに土木部道路維持課、河川課、港湾空港課、砂防課、建築住宅課、松江県土整備事務所、雲南県土整備事務所、県央県土整備事務所、浜田県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所及び浜田港湾振興センターと非常に多くの担当部署のご協力を得て実施したものである。これらの担当部署の皆様には、日常業務が多忙を極める中で、事前質問への回答、書類監査、ヒアリング、現地確認に至るまで、本監査に真摯にご対応いただいたことにまずもって厚く御礼を申し上げたい。

本監査を通じて、島根県が災害から県民の生命と財産を守るために、あらゆる角度から事前の備えを行っていることを改めて確認することができた。

折しも、本報告書起案中の令和8年1月6日、島根県東部を震源とする最大震度5強の地震が発生した。少なくない被害が発生している反面、この地震による県民の生命と財産への被害は最小限にとどめられているように見受けられるのは、県による事前の備えが奏功したということであろう。いつ発生するかわからない災害に備えることは非常に困難なことであるが、避けては通れない極めて重要な県の責務であることを肝に銘じ、今後も対応に当たっていただけることを強く願う。

最後に、監査委員事務局の皆様、補助者としてご協力いただいた陶山勲先生、足立尚吾先生、岸道彦先生のご協力に対し、心からの感謝を申し上げたい。

【令和7年度包括外部監査日程表】

年月日	内容
令和7年6月2日	内部協議
令和7年6月16日	内部協議
令和7年7月2日	事前ヒアリング
令和7年7月4日	事前ヒアリング
令和7年7月11日	内部協議
令和7年8月20日	ヒアリング
令和7年8月25日	ヒアリング
令和7年9月1日	ヒアリング
令和7年9月4日	ヒアリング
令和7年9月11日	内部協議
令和7年9月26日	書類監査
令和7年10月16日	内部協議、書類監査
令和7年10月17日	書類監査、ヒアリング
令和7年10月22日	書類監査、ヒアリング
令和7年10月24日	書類監査、内部協議
令和7年10月27日	書類監査、現地確認
令和7年11月11日	書類監査、現地確認
令和7年11月14日	書類監査、現地確認
令和7年11月17日	書類監査
令和7年11月20日	書類監査、現地確認

令和7年11月27日	書類監査
令和7年12月16日	現地確認
令和8年2月2日	ヒアリング（防災部消防総務課・防災危機管理課、土木部河川課）
令和8年2月4日	ヒアリング（健康福祉部地域福祉課・医療政策課、土木部道路維持課・砂防課）
令和8年2月26日	監査委員への報告
令和8年3月9日	知事報告
令和8年3月10日	正副議長報告

* 上記の他、各自で報告書作成などを行っている。